

地名散歩

第51回 山地の名前

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

先日、岩手県二戸市から久慈行きのバスに乗って北上山地を越えた。どんなコースをたどったか概観しようと二宮書店『高等地図帳』を見たら、山地ではなくて「北上高地」と記されているではないか。昔はたしかに北上山地と習ったはずなのだが、と思って高校の時に使った同じ『高等地図帳』(昭和50年発行)を引っ張り出してみると、やはり覚えていた通りの北上山地。さらにその3年前の帝国書院『中学校社会科地図』で確かめてみても、やはり同じく北上山地に間違いはない。奥付には、自然地名の表記が当時の文部省の「地名の呼び方と書き方」に準拠している旨明記されている。

いろいろと調べてみると、どうやら山地の中でも凹凸の起伏が比較的小さなものが高地と呼ばれるらしい。この40年ほどの間にその定義が文部省―文部科学省として変更された

のだろう。思えば鎌倉幕府の成立年を、私の年代では源頼朝が征夷大將軍に任じられた年をもって1192年(イイクニ作ろう鎌倉幕府)と習ったものだが、現在では頼朝が朝廷から守護・地頭の設置を認められ、事実上の土地支配権を握った1185年が教科書に記されているようで、地理的な名称も絶対不変というわけではない。

他にも高地を探してみると、福島県の阿武隈高地や岐阜県北部の飛驒高地(高山市を中心とするエリア)、京都府北部の丹波高地など、意外に各地で用いられていることがわかった。これらも昭和50年の『高等地図帳』ではすべて阿武隈山地、飛驒山地、丹波山地となっていたものである。

山地の中でも山がひと連なりに続いているのを特に山脈と呼ぶが、これも定義は今ひと



戦前の中等学校地図帳では「北上山脈」の表記があった。その後は北上山地を経て北上高地というのが現在の表記。

富山房『新日本地図』(昭和13年発行)より



小規模な「山脈」は例外的に地形図に載ることもある。図は新潟県北部にある日本最小の山脈として知られる桐形山脈。

1:25,000地形図「中条」平成13年修正

つははっきりしていない印象だ。たとえば飛驒山脈(いわゆる北アルプス)や赤石山脈(南アルプス)、そして木曾山脈(中央アルプス)などは文句の付けようのない高山の連なりを持つ山脈であるが、奥羽山脈はひと味違う。青森県から福島県に至るあまりに広大なスケールなので、実際には途中何か所も山並みが途切れている個所がある。これに対して四国山地などは、峰の連なり方を見ればむしろ山脈と呼びたくなる。要するにこれらの呼称には必ずしも数値的な区分があるわけでもなさそうで、慣習的な呼び方が影響を与えているという印象も拭えない。

ためしに戦前の中等学校地図帳である『新日本地図』(富山房 昭和13年発行)を覗いてみれば、これがまた違った。北上高地はなんと北上山脈となっているし、阿武隈高地は阿武隈高原、飛驒高地も飛驒高原であった。中国山地・四国山地・九州山地はいずれも山脈になっているなど、用語そのものの定義もだいぶ異なっていたようだ。いずれにせよ、地元住民が明治や大正の頃に「奥羽山脈」や「四国山地」などと呼んでいたとは思えないけれど。

さて、これらの広域の山地や山脈が地図に載る場合、どのくらいの縮尺の地図に載るかといえば、大規模な山地は2万5000分の1などの大きな縮尺の地形図には載らない。何百キロもの長さを持つ奥羽山脈が載っていたらおかしいが、地形図であっても規模によっては山地・山脈が例外的に掲載されることもないわけではない。たとえば日本一小規模な山脈(南北約14キロ)として知られる新潟県胎内市と新発田市にまたがる櫛形山脈は、2万5000分の1にもちゃんと載っている。

外国の山脈の表記は、また別の難しさも抱

えている。まずは翻訳の問題。どのように、どこまでの範囲を訳すかは議論の分かれるところらしく、たとえばオーストラリア大陸の東岸に沿って南北に連なるGreat Dividing Rangeは、昭和50年(1975)発行の前出『高等地図帳』ではその名も「大分水嶺山脈」としてあるし、中学の時の『中学校社会科地図』では「大ジバイジング山脈」と異なる。

当時は「ディ」という片仮名表記を採用していなかったからでもあるが(たとえばメキシコシチーなどと表記)、『高等地図帳』は全部翻訳してしまったわけだ。うるさいことを言えば、「大分水嶺」だけで済むところを、やはり3500キロ以上も長く続く巨大さに敬意を表してか、山脈も加えている。重複を避けて「大分水山脈」でも迫力に欠ける。ちなみに現在の二宮書店『高等地図帳』は、「グレートディヴァイディング(大分水嶺)山脈」で、「ディ」も「ヴァ」も使って原音に近づきつつ、訳語をカッコに入れる念の入れ方だ。

ヨセミテ国立公園のある米国西海岸のシエラネヴァダ山脈も意味が重複している。シエラSierraは山脈の意味だから、「ネヴァダ山脈」とすることもできるだろう。しかし親切ついでに全部訳してしまうと「冠雪山脈」となってしまう、外国ではまったく役に立たないので、翻訳し過ぎないことも肝要である。ドイツではSchwarzwaldを現在の『高等地図帳』ではシュヴァルツヴァルトと表記しており、「山地」など何も入れていないが、昭和47年の『中学校社会科地図』では「シュバルツバルト(黒森)」と訳語付きだった。Waldは一般に森と訳すけれど、この場合は山地とした方がふさわしいので、これも難しい問題である。まあ、そこが外国地名の面白さではあるけれど。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO.713
2016 June



表紙写真
「撮り鉄父子」
第30回写真コンクール
＜自由部門＞連合会長賞
袴田 安子●静岡会

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

―時代にあった資格者であるために―

第47回 土地家屋調査士事務所における社会保険・労働保険のマイナンバー対応
全国社会保険労務士会連合会 情報セキュリティ委員会
マイナンバー部会長 立岩 優征

08 マイナンバー制度導入と それに伴う今後の土地家屋調査士の対応について

日本土地家屋調査士会連合会マイナンバー制度対応WG

10 土地家屋調査士の社会貢献活動 寄附講座・出前授業

第1回 京都産業大学における寄附講座(京都会)

13 第16回全国土地家屋調査士政治連盟定時大会

15 平成27～28年度研究所研究中間報告

17 名古屋法務局・日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会共催 筆界特定制度施行10周年記念シンポジウム ～公共事業と筆界～

20 自然災害と向き合う

―今、この時代に生きる土地家屋調査士として―

社会的共通資本としての土地家屋調査士制度とその役割

―自然災害と防災・支援協定、人口減少問題と空家等対策協定について―

24 地籍問題研究会

平成28年度通常総会及び第15回定例研究会

27 ちょうさし俳壇

28 愛しき我が会、我が地元 Vol.28

宮城会／大阪会

31 土地家屋調査士名簿の登録関係

33 会務日誌

34 国民年金基金から

36 土地家屋調査士賠償責任保険

37 平成28年 春の叙勲・黄綬褒章

38 2015年度「土地家屋調査士」掲載 索引 2015年4月号(No.699)～2016年3月号(No.710)

42 会長レポート

43 編集後記

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第47回 土地家屋調査士事務所における 社会保険・労働保険のマイナンバー対応

全国社会保険労務士会連合会 情報セキュリティ委員会
マイナンバー部会長 立岩 優征

マイナンバー制度は「社会保障・税番号制度」とも呼ばれ、社会保障費は2015年度には約120兆円に達する見込みとされています。また、40年ほど前から導入の是非が議論され「国民総背番号制」等ともいわれ根強い反対が多く進まなかった中で、導入のきっかけとなったのが年金記録問題です。このように、マイナンバー制度を社会保障面からご確認いただくことは制度理解・実務対応の両面で重要と考えられます。今般は、日ごろお世話になっております土地家屋調査士の先生方に、社会保障制度を担う隣接士業として、貴重な紙面を頂戴し、事務所運営における「社会保険・労働保険の手続」及び「就業規則等規程類の整備」の2点をご説明させていただきます。

1. 「社会保険・労働保険の手続」と全体像

具体的に社会保険・労働保険の手続を把握する前に、まずは士業も含めた民間事業者が影響を受けるマイナンバー制度の全体像の理解が大切です。マイナンバー制度は非常に大掛かりな制度で、段階的かつ多角的に展開していくので、社会保険・労働保険が図1のように他の制度等と関係しながら、段階的に利用が始まっていくスケジュールの理解が必要と考えているからです。

図1上段の中ほどに「影響開始」とありますが、国民生活へ本格的な影響が出てくるのがこのタイミングという意味です。つまり、「現在」から半年ぐらい

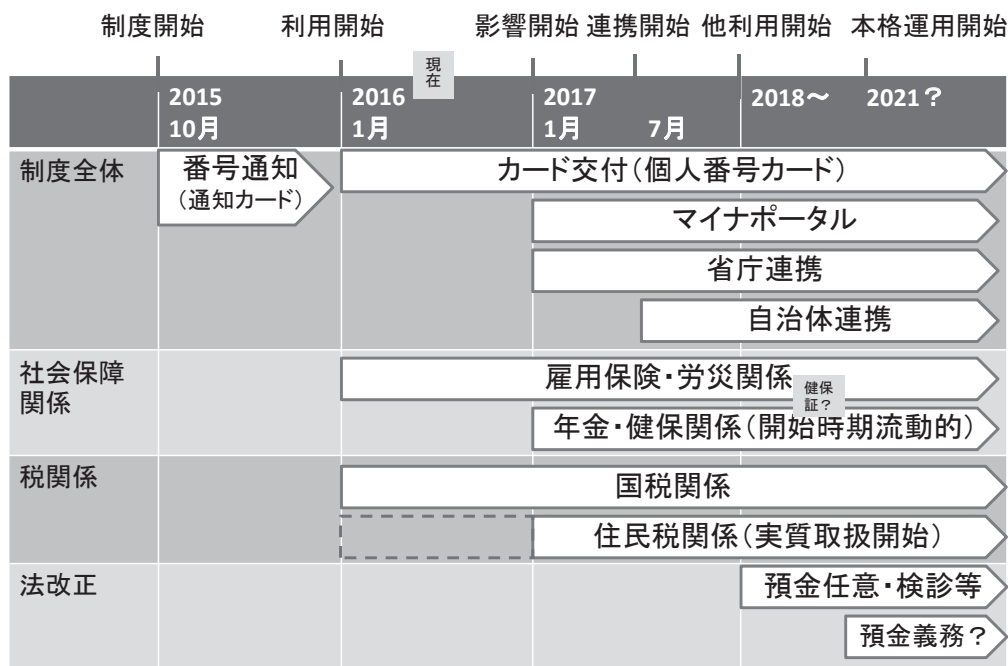


図1 マイナンバー制度の段階的展開と内容(民間事業者への影響範囲)

で、「利用開始」後一旦落ち着いているマイナンバー制度が、具体的に広範囲に動き出すことを意味します(2017年1月から年金・健保関係¹や住民税の実質利用開始が始まり、かつ国税関係でも、その前年末に年末調整で本格的に事業者による従業員等の個人番号の収集が始まります)²。

2. 「社会保険・労働保険の手続」の内容と留意点

次に、事業者がマイナンバーを具体的に扱う場面を、「随時」の入社・退職・移動・給付と「年次」に分け、それぞれの場面で社内関係者(従業員等及びその扶養親族)とそれ以外の外部関係者に対して行う事務を具体的にまとめたものが図2であります。2016年で対応すべき事務は太い黒枠で囲ってあり、それ以外は図1の2017年1月以降に取り扱う事務です³。

この図において注意が必要なのは、下線部のある

- 1 2015年5月の日本年金機構の情報漏えい問題で年金のマイナンバー対応の時期に関しては、未だ流動的であります。
- 2 その後、2017年7月に自治体も含めて行政側の番号での連携が始まり、2018年ごろに預金口座等にも付番されながら(義務化は2021年辺り?)、政府は今から5年ほど先には本格的な運用に入っていく予定でありますが、カギを握るのが2018年ごろに見込まれている「健康保険証の個人番号カード化」です。現在様々なトラブルが発生している個人番号カードではありますが、本格普及した場合に、わが国のITインフラとしての役割は非常に重要な役割を担うことになります。健康保険証機能が個人番号カードに搭載されると、当該カードが爆発的に国民の間に普及することが考えられ、この点においても社会保障関係のマイナンバー対応が重要であります。
- 3 なお、入社・退職・異動及び年次の各場面で税関係の手続きも当然発生しますので、税も含めた一覧表にしております。ただし、各場面で主な手続き1つを例示で入れてあるだけなので、必要に応じて行政窓口や専門家にご相談頂き、実際行う手続を追加して一覧で把握することをお勧めします。

事務を行う場合に事業主は「代理人」として手続を行う必要があります。太枠中の労災の年金に関する給付関係事務等が対象となりますが、厚生労働省は事業主が個人番号関係事務実施者⁴にならないとし、従業員本人が手続を行うことが困難な場合のみ事業主が代理人として行うことを認めるとしています。

代理人の本人確認は「①委任状など代理権が確認できる書類、②代理人の身元確認書類、③通知カード等の本人の番号確認ができる書類の提示又は写しの添付が必要となります」とされており、委任状や身元確認書類(事業主の代わりに職員が提出に行く場合は、職員であることを証明する社員証等も必要です。)だけではなく、従業員の本人確認が入社時等に完了していても、再度本人の通知カード等が必要となります。この点実務において、事業主の負担が大きくなります。

労災の年金に関する申請・届出は7手続のみで、実際代理人として行う場合は僅少と考えられます。ただし「健康保険」の「給付」関係において、各手続に下線が引いてありますように、現状では、労災と同様に事業主は手続の都度代理人として本人確認を受けなければならなくなります。従業員等が病気や出産で休業した場合の傷病手当金や出産手当金は、事業主が従業員等の代わりに手続を行う頻度は労災年金の比ではなく、実務上混乱が生じる可能性がありますので、2017年の届出が始まるまでに厚労省の対応が注目されます。

- 4 「個人番号関係事務実施者」とは、法令や条例に基づき、労働基準監督署などの個人番号利用事務実施者に個人番号を記載した書面の提出などを行う者のことです(厚労省労災マイナンバー QA6より)。

対象者	事務の範囲／事務手続き場面	随時				年次	分野
		入社	退職	異動	給付		
従業員等 (及びその扶養親族)	雇用保険関係届出事務	資格取得届	資格喪失届(離職票I)		育児休業申請書(初回のみ)・高年齢継続申請書(初回のみ)・介護休業申請書		社会保険・労働保険関係
	労働者災害補償保険法関係届出事務				障害(補償)給付申請書・遺族(補償)年金申請書 等		
	健康保険・厚生年金保険届出事務	資格取得届・被扶養者届	資格喪失届・任意継続届	被扶養者届・月額変更届・産前産後届・育児休業届・養育期間届・2以上事業所勤務届 等	傷病手当金申請書・出産手当金申請書・高額療養費申請書・療養費申請書 等	賞与支払届・算定基礎届	
	国民年金第3号被保険者関係届出事務	3号資格関係届		3号資格関係届			
	給与所得・退職所得に関する源泉徴収票作成事務(住民税含む)	扶養控除等申告書等	退職所得申告書等	扶養控除等異動申告書等		給与所得源泉徴収票等	税関係(参考)
従業員等以外の個人	報酬・料金等に関する支払調書作成事務					土地家屋調査士報酬等支払調書 等	
	不動産の使用料等に関する支払調書作成事務					不動産使用料等支払調書 等	

図2 マイナンバー取扱場面一覧表

3. 「社会保険・労働保険の手続」の各手続

2016年の現時点で事業主が行う手続は、①入社・退職時の雇用保険被保険者資格取得及び喪失届及び②育児・介護及び高年齢の雇用継続給付届の2種類です。また、2017年以降には③健康保険・厚生年金・国民年金の各種届出が必要となってきます。

①資格取得届に関しては、特に注意点は有りませんが、資格喪失届には2点注意が必要です。まずは、離職票の取扱いに関してです。通常資格喪失時に離職証明書を併せて提出しますが、この場合に個人番号の記載の必要はありません。また、届出の返戻物に個人番号の記載は有りません⁵。ただし、離職票1には個人番号の記載欄があり空欄で戻ってきますので、従業員が離職後ハローワークで失業手当の申請をするときに、本人がそこに個人番号を記載して提出することになります⁶。同様に、資格取得届の返戻物としての資格喪失届・氏名変更届には氏名・生年月日等はプレ印字されるものの、個人番号の記載欄が空欄で交付されます。ここで注意が必要なのが、2016年1月以前の返戻物には当然個人番号記載欄がありませんので、従前の返戻物を使って資格喪失をする場合、別途「個人番号登録・変更届出書」にて個人番号の届出が必要になる点です。

②育児休業給付届及び高年齢雇用継続給付届は初回届出時のみ個人番号の記載が必要となり、2回目以降は記載の必要はありません。なお、当該雇用継続給付は前述の労災年金と同様に事業主は代理人としての申請が必要でしたが、現場での混乱を回避するために厚労省が2016年2月16日に省令改正を行

⁵ 厚生労働省の手続きにおいて返戻物に個人番号の記載をしないというのが基本的な考え方です。

⁶ 図2の離職票Ⅰは事業者が個人番号を取扱わず、本人が取扱うので「(離職票Ⅰ)」と括弧書きしてあります。

い、事業主が個人番号関係事務実施者として提出が可能となりました。

③2017年1月以降に利用開始予定の健康保険・年金関係ですが、まだ詳しい内容が明確になっていません。なお、「健康保険」に関しては、前述の事業主が代理人になるかどうか実務的に重要になりますが、「健康保険」の「入社欄」にあるように被扶養者の個人番号の取扱いが始まる点に注意が必要です。入社時に税の扶養控除等申告書等も併せて、扶養家族も含めた必要な対象者の個人番号の正しい取得が求められます。また、厚生年金に関しては、「年次」とある賞与支払届及び算定基礎届は毎年合計約1億円近くの申請があるのですが、個人番号の付番は70歳以上被用者のみが対象となり、取扱数が大きく軽減される見込みです。なお、国民年金第3号被保険者の届出は、従業員本人が配偶者の代理人として事業主に提出することになるので、代理人である従業員からの本人確認を事業主が行う必要がある点に注意が必要です。

4. 就業規則等の社内ルールの整備

以上、図1の「影響開始」となる時期に向けて、主に社会保険・労働保険の分野で「どんな手続」で具体的にどのような影響があるかをご説明いたしました。最後に、事務所においてマイナンバー自体を「どのように取扱う」必要があるかを、「就業規則」の例示も含めて整理したいと思います。

①個人情報と特定個人情報の取扱い：個人情報保護法とマイナンバー法の整理

マイナンバー法は特定個人情報(個人番号を含む個人情報)の取扱いに関して、図3のように特定個

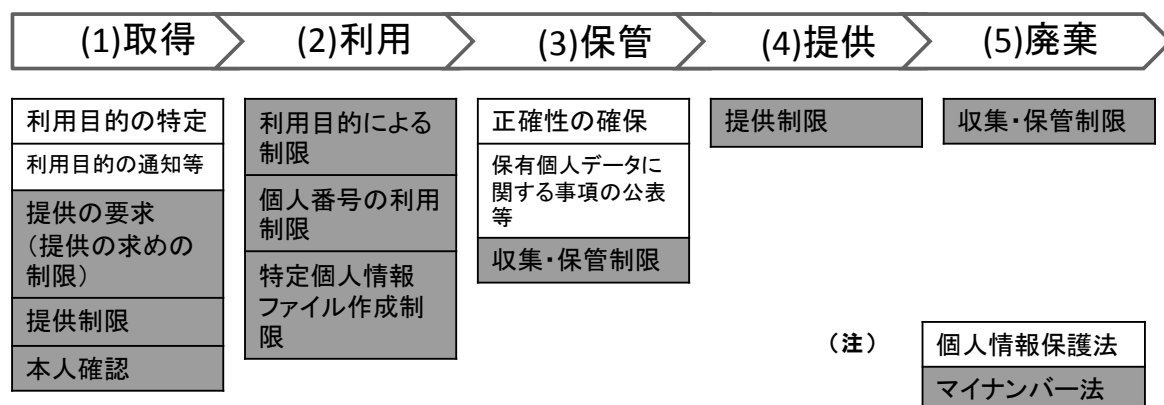


図3 特定個人情報の取扱制限と根拠法構成

個人情報の「取得」から「廃棄」までの各段階において、厳しい制限が課されています。なお、図3のように白地部分は個人情報保護法によるものですが、個人情報保護法は2015年6月に改正され、2017年に現在の5,000件を超える場合の適用が撤廃される予定なので、1件でも(特定)個人情報を取扱う場合は対応が必要になってきます。

②図3取扱制限を就業規則で規定する場合のポイント

事務所の職員等にマイナンバーの(1)取得の「提供の要求」をするために、正しく「利用目的の特定」をし「利用目的の通知等」をする必要があります。図2の一覧表を整理することを通して、利用目的の特定を行うことができ、職員等に特定して通知する内容としては、図2の「事務の範囲」に記載してある内容程度であれば足りると考えられます⁷。ただし、利用目的が変更になった場合は「個人情報保護法とは異なり、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならない」とされ⁸、予め利用されると考えられる目的を特定して、取得時の通知等の内容を包括的に行う必要があります。通知等の方法としては、取得時は書面を提示して利用目的の確認を受けるという方法も考えられますが、就業規則に以下のように記載し周知することで、通知等とすることも考えられます。

なお、下記の就業規則の第2項において「労働者は毎年本人及び扶養家族の個人番号を報告する場合等に変更の有無を報告する義務を負う」としてあるのは、(3)保管の「正確性の担保」をするために、変更の有無に関して毎年報告義務を課すためのものです。

(個人番号の利用目的)

第●条 会社は、第●条第●項第●号において取得した労働者及び労働者の扶養家族の個人番号は、以下の目的で利用する。

- ① 雇用保険届出事務
- ② 健康保険・厚生年金保険届出事務
- ③ 国民年金第3号被保険者届出事務
- ④ 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務(住民税関係含む)

2 会社は、上記利用目的に変更がある場合には、速やかに、本人に通知する。また、前項第4号の事務において、労働者は毎年本人及び扶養家族の個人番号を報告する場合等に変更の有無を報告する義務を負う。

⁷ 特定個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)」P15(8も同様)

また、マイナンバーの提出拒否を防ぐためにも、採用時におけるマイナンバーの提出義務を明確に規定(下記第7号)して、確実に(1)取得の「本人確認」書類の提供を受ける方法が考えられます。なお、下記の就業規則例にあるように、提出時期は入社誓約やこれに準ずる行為で採用が確定した時に求めることができるので、提出対象者を明記することも大切になります⁹。なお、ただし書にあるように、対面ではコピーではなく原本による本人確認が必要な点も要注意です。

(採用時の提出書類)

第●条 第●条●項に定める入社誓約及びこれに準ずる行為により採用が確定した者は、会社が指定する期日までに次の書類を提出しなければならない。

- ①住民票記載事項証明書

(中略)

- ⑦行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)で定める、本人確認に必要な書類で、前号各号で不足している書類(ただし、対面で本人確認を行う場合は原本を提示する。)

③その他就業規則に記載すべきポイント

最後に図3の取扱制限以外で就業規則に記載の検討事項と規定例は以下のような内容です。

(懲戒の事由)

第●条 労働者が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、けん責、減給又は出勤停止とする。

- ① 正当な理由なく無断欠勤が3日以上に及ぶとき。(中略)

- ⑧ 本規則及び特定個人情報取扱規程及び個人情報取扱規程に違反したとき。

2 労働者が次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とする。ただし、平素の服務態度その他情状によっては、第●条に定める普通解雇、前条に定める減給又は出勤停止とすることがある。

- ① 重要な経歴を詐称して雇用されたとき。

(中略)

- ⑩ 本規則及び特定個人情報取扱規程及び個人情報取扱規程に違反しその情状が悪質と認められるとき。

⁹ ガイドラインP24「個人番号関係事務が発生した時点で個人番号の提供を求めることが原則であるが、本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることが可能であると解される」。

マイナンバー法では罰則規定が非常に厳しくなっており、かつ両罰規定として、違法行為を行った当事者だけでなく、事業者への罰則適用の可能性があります。就業規則においても、懲戒事由として規定例のような条文の追加が考えられます。

(教育訓練)

第●条 会社は、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、労働者に対し、必要な教育訓練を行う。

2 会社は、個人情報及び特定個人情報等の保護管理を徹底するため労働者に対し個人情報及び特定個人情報等の適正な管理に関する教育訓練を行う。また、個人情報及び特定個人情報等の管理責任者並びに事務取扱担当者等に、別に教育訓練を指示することがある。

ガイドラインでは人的安全管理措置として従業員の教育が求められています。規定例のように教育義務を課して、個人情報保護も併せて計画的に教育を行うことが重要です。なお、漏えい事故等の検証等のためにも「記録」が重要になりますが、教育においても取扱いの記録を徹底することがマイナンバー制度対応の安全性を高めるポイントであります。

マイナンバー制度導入と それに伴う今後の土地家屋調査士の対応について

日本土地家屋調査士会連合会マイナンバー制度対応WG

個人番号(マイナンバー)は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものであり、現時点においては、土地家屋調査士の業務は利用の範囲外となります。しかし、土地家屋調査士の日常業務、事務所運営において、個人番号や個人番号カードに全く出くわすことがないわけではありません。以下、幾つかの想定される場面で、土地家屋調査士として留意することにつき検討してみます。

1 土地家屋調査士業務において

1-1 添付情報として申請人から提出される住民票の写しを預かる場合

マイナンバー制度導入に伴い、個人番号が住民票の記載事項となりました。住民票に記載された本人が住民票の写しを交付請求する場合、特別の請求があれば個人番号が記載されることとなります(よって特別の請求がなければ住民票の写しに個人番号は記載されません。)

土地家屋調査士の業務において依頼者に住民票の写しの持参をお願いする場合、依頼者が個人番号記載の住民票の写しを持参し、それを受け取ることは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の第20条で規制されている個人番号の「収集」に当たってしまうので、そのまま受領することはできません。よって、依頼者にはあらかじめ個人番号記載のない住民票の写しの取得をお願いすることとなります。

では、もし仮に依頼者が個人番号記載の住民票を持参した場合はどのように対応すればよいでしょうか。まず、個人番号記載の住民票の写しを受け取することは、先ほども述べたようにそのまま受領することはできません。それでは、依頼者が個人番号部分をマスキングしたものを持参した場合はどうでしょう。平成27年10月5日付けの法務省民事局民事第

二課補佐官から法務局民事行政部首席登記官(不動産登記担当)、地方法務局首席登記官(法人登記担当を除く。)宛ての事務連絡において、「添付情報として個人番号が記載されている住民票の写し等が提供された場合は、原則として、調査時に個人番号部分をマスキングする。なお、個人番号がマスキングされた書類が提供された場合には、当該書類の原本が提供されたとすることはできないことから、これを添付情報として取り扱うことはできないので留意されたい。」とされており、個人番号部分がマスキングされた添付情報の提供を否定しています(事務連絡の前段にある、「調査時に個人番号をマスキングする。」とあるのは本人申請を想定したものと思われます。)。これは不動産登記申請においては個人番号部分がマスキングされた添付情報が許されていないことを意味しており、やはり個人番号記載のない住民票の写しの持参を依頼者にお願いするほかはないこととなります。

1-2 本人確認情報作成の際の本人確認の場合

登記識別情報や権利証が提供できない場合の土地合筆登記申請の際、土地家屋調査士が本人確認情報を作成します。その場合、本人確認書類を確認することとなります。マイナンバー制度の導入に伴い、個人番号カードは本人確認のための身分証明書としても利用できるとされていることから、この度の不動産登記規則改正(平成27年12月4日法務省令第51号 平成28年1月1日施行)により、住民基本台帳カードに代わって同規則第72条第2項第1号の本人確認書類の一つとなりました。この改正に伴って、今後、個人番号カードを使用して本人確認をする場合、注意する点として、個人番号カードの裏面に個人番号が記載されていることが挙げられます。個人番号カードで本人確認をする場合は、表面に記載される顔写真、住所、氏名等の部分での確認にとどめ、裏面に記載される個人番号については確認するべきではありません(コピーに関しては、表面のみをコピーすべ

きであり、裏面をコピーすることは前述した個人番号の「収集」に該当するため規制されています。)

また、個人番号の本人への通知及び個人番号の確認のために発行される通知カードについては、前記の法務省民事局民事第二課からの事務連絡において、「通知カードは、個人番号の本人への通知及び個人番号の確認のためのみに発行されるものであること並びに法に基づく個人番号の収集制限があることに鑑み、法第16条の規定に基づく本人確認以外の本人確認の手続において、通知カードを本人確認書類として取り扱うことは適当でないとされているため、これを不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第72条第2項第3号の書類等の本人確認情報として取り扱うことはできない。」とされていることから、本人確認書類として取り扱うことはできません。

1-3 申請人や境界確認等の隣接土地所有者の本人確認の場合

登記申請においての申請人はもちろん、土地の境界確認等で隣接土地所有者や関係者の本人確認をする場面で、個人番号カードを身分証明書として提示されることが想定されます。この際も前記の本人確認情報作成の本人確認と同様、個人番号カードの表面にある顔写真、住所、氏名等の部分での確認をし、裏面の個人番号については確認すべきではありません。

また、通知カードは身分証明書にはならないとされていることから、通知カードを本人確認の際に提示された場合は、別の方法での本人確認をすることが必要となります。

2 事務所運営において

2-1 土地家屋調査士が報酬の支払を受ける場合 (法人等からの業務の依頼)

土地家屋調査士(個人事務所)が法人等、源泉徴収義務者から業務を依頼され報酬を得た場合、業務の依頼者である法人等から個人番号の提供を求められます。この際、個人番号の提供とともに本人確認も求められます。もちろん、土地家屋調査士法人の場合には、個人事業主ではありませんので、適用はありません。

2-2 土地家屋調査士が報酬の支払者となる場合

従業員等に報酬(給与)を支払った場合等、翌年早々に個人番号を記載した法定調書や給与支払報告書を税務署や市区町村に提出する必要があるため従業員やその控除対象扶養親族の個人番号の提供を求めることとなります。この際、提供者の本人確認や提供された個人番号の保管、利用についても留意する必要があります。また、利用しなくなった個人番号については廃棄などの対応が必要となります。

以上、現在における個人番号に関連する土地家屋調査士業務及び事務所運営の観点から想定される場面においての対応を検討しました。

今後も、流動性のある制度と考えられることから、マイナンバー制度の運用状況、法改正等の動向に注意し、土地家屋調査士業務とマイナンバー制度の関連性に目を向けていく必要があるものと思われます。

土地家屋調査士の社会貢献活動 寄附講座・出前授業

近年、寄附講座・出前授業に取り組まれる土地家屋調査士会が増えています。寄附講座・出前授業は、未来社会を担う若者や子ども、ひいては子どもたちを通してその家族に、不動産登記制度・土地家屋調査士制度に触れる機会を提供し、その重要性を伝え、関心を持ってもらうことを目的としています。本事業には、広報活動の一環であると同時に、安全安心な社会づくりとその持続的な発展のために、土地家屋調査士としての社会貢献活動という重要な役割があると考えます。

広報部では、各地域の種々様々な環境(事情)における、寄附講座、出前授業に取り組む姿を紹介するシリーズを企画しました。全国の土地家屋調査士会の地域に根ざした取組の一助となることを期待しています。

(日本土地家屋調査士会連合会 広報部)

第1回 京都産業大学における寄附講座(京都会)

取材日：平成28年3月11日(金)

1 対象学部・配当年次

法学部・2年次(ただし、受講については、年次の制限なし)

2 概要

本講義は、平成15年度から実施されている土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)による寄附講座である。

講義は京都土地家屋調査士会(以下「京都会」という。)の協力を得て、近畿の土地家屋調査士(以下「調査士」という。)によって行われる。この講義は受講者に不動産の実務的な見方や、不動産に生じる様々な問題の実務的解決方法、そして調査士が行う業務の内容について基本的理解を得るために行われる。

調査士の仕事は不動産(土地や建物)の表示に関する登記を行うことなどを業務とするが、表示に関する登記とは、司法書士が行う所有権などの権利の登記の前提として行われる不動産の物理的側面についての登記である。この登記を行うためには土地や建物について調査、測量といった業務を行った上で、それらの所在や大きさ、利用用途等を明らかにすることが必要となる。また、土地に関していえば民法177条の對抗要件となる不動産の範囲を明らかにし

た図面を作成することが必要となる。このような仕事は法律とも関係するところがあるが、測量などの技術、古い地籍図などの解読、現地における聞き取り調査などによって、現地での実情と照合するなどの多彩な能力が求められる。また、実際に目で確かめることが難しい境界や建物の状況について、感情的対立が生じて近隣者との間で揉め事が起こる場合も少なくない。それを回避するために第三者として相談に応じ、ADRを通じて紛争を解決へと導くことも調査士の仕事である。

このような内容について少しでも多くの大学生に理解してもらいたいというのが、この講座を開設する目的である。調査士の資格取得を目的にした講座ではない。

夏季休暇中のインターンシップに参加することにより、これらの実務を経験することができる。

なお、講座提供者である調査士会は、本講義を通じて、将来、受講者や関係者が不動産に関する出来事と関わる時、土地・建物の専門家である調査士の存在を思い出し、気軽に相談し、問題解決のきっかけにってもらいたいとの願いがある。

3 講義計画

授業は近畿の調査士会の会員(調査士)が教壇に

立って、不動産登記法における表示に関する登記について、その果たしている役割、そのための調査や測量などについて、また業務をしていく上での現場における苦労話や体験談などを交えて業務の内容を説明する。講義担当者は、内容に応じて変わるが、全体を通じて実務経験の豊富な講師陣が担当する。

1回目 ガイダンス

～～まんがでわかる土地家屋調査士～～

2回目 土地制度と歴史的沿革

～～境界はいつからどのようにできたのか～～

3回目 表示の登記の調査実務

～～法務局へ行ってみよう！登記簿の編成、登記情報の見方～～

4回目 土地の登記

～～土地とは一体なんだろう～～

5回目 土地に関する表示の登記

～～その実務と実際～～

6回目 建物に関する表示の登記1

～～登記できる建物の認定 これ建物なのですか？～～

7回目 建物に関する表示の登記2

～～今住んでいるマンションは一体誰のもの～～

8回目 京都産業大学の不動産

～～私たちの大学の不動産を考えてみよう～～

9回目 不動産に関連する各種の法律

～～各種法律から見る不動産取引の実務～～

10回目 不動産における諸問題と土地登記

～～相続・災害・空き家問題等～～

11回目 不動産登記法14条の地図

～～なぜ不動産登記法に地図の条文があるのか？～～

12回目 境界論

～～公法・私法の境界、占有境界、登記との関係～～

13回目 筆界特定制度と境界確定訴訟

～～お隣との境界確認ができないと…～～

14回目 境界問題相談センターでの取組

～～境界紛争の発端…先代まで遡る相隣関係～～

15回目 まとめ

～～これからの登記制度と地籍～～

4 講義の到達目標

不動産の表示の登記に関する基礎知識の理解を通じて、国家資格者である調査士の社会的役割を理解する。

5 講義方法

講師＋講師補助の2名体制で講義を行う。講師補助の役割は、講義資料の配布等講師の補助や生徒への指導を行う。また、講師補助を行う者は、担当講義の前の週の講師補助を行うように割り当てるようにしている。そうすることで、初めて講師を行う調査士でも、講義の雰囲気やシミュレーションを行うことができ、担当講義をスムーズに行えるように工夫している。

6 教材について

講義開始1週間前に担当講師が作成したレジュメ及び小テストのデータを担当教授に送信し、担当教授にムードル(学内データ保管サイト)へアップしていただく。

講義開始日までに、学生は、ムードルにアップされたレジュメ及び小テストを各自ダウンロードして、講義に臨む。

7 学生の学習度について

法学部の学生を対象に行っており、1年次において、一般的な法律についての学習をしているため、講義に出てくる言葉(単語)について、一度は耳にしたことがあることが予想され、他学部の学生に対して講義をするよりもやりやすいと思われる。ただし、不動産についての理解度は、低いと思われるので、そういった学生に分かりやすい講義を心掛けている。

8 単位取得について

100点を満点とし、出席点(小テスト、25%)とレポート(75%)課題により評価している。仮に3回のみ出席、レポートで満点を取れば単位取得可能であるが、その場合の単位取得は、現実的に難しい。

9 レポートについて

15講義終了後にレポート課題提出を求めている。全講義の中からまんべんなく出題することで、生徒が真剣に講義を聞くようになる。

10 小テストについて

講義の出欠の代わりに小テストを実施している。また、小テストの開始時間は、講義の最後とせず、講義の冒頭や、中ほどに実施することにより、講義の最後だけ出席する生徒が発生しないように工夫をしている。小テストの問題自体は、講義を聞けば必ず解ける問題である。

11 成績優秀者について

昨年の成績優秀者について、2名の表彰を行った。表彰された生徒は、就職活動の履歴書内賞罰欄に記載することができるため、ガイダンスにおいてその旨を伝えることで学生のモチベーションが上がるように工夫している。

12 講義内容に対する質問等について

毎回の小テストに質問欄を設け、質問があれば担当講師が回答を作成し、次回担当講師が講義の冒頭にて回答する。

13 インターンシップについて

生徒に実務を通じ社会を知ること、調査士が依頼者等どのようにコミュニケーションを図っているかを知ってもらうことを目的としている。

受入期間：8月22日から9月2日までの10日間
(裁判所見学あり)

受入場所：近畿一円の土地家屋調査士事務所



14 講師間のデータのやりとりについて

サイボウズLive(グループチャットや掲示板、ファイル共有など、チーム運営に必要な機能を有しているインターネット上のグループウェアである。)を使用し、連絡、データの送受信等を行っている。

15 広報について

レジュメ・小テストをとじ込むために、フラットファイル、穴あけパンチを配布する。フラットファイルには、調査士の業務内容や京都府の連絡先等を印刷。穴あけパンチは、京都府名、境界紛争ゼロ宣言のシールを貼る予定である。

広報員 上茶谷拓平(京都府)



フラットファイル 印刷イメージ



第16回全国土地家屋調査士政治連盟定時大会

平成28年3月17日、東京都千代田区平河町の都市センターホテルにおいて、第16回全国土地家屋調査士政治連盟定時大会が開催された。

大会には、役員20名、各調政連会長及び代議員53名が出席し、来賓として日本土地家屋調査士会連合会・林千年会長、岡田潤一郎副会長、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会・倉富雄志会長をお迎えし、名誉役員の市川新太郎相談役、小沢宏相談役、松田圭市相談役にも出席いただき盛大に開催された。

始めに、横山会長が挨拶に立ち、空家等対策の推進に関する特別措置法における附帯決議が今後どのように推進されていくかを注視しつつ、土地家屋調査士法改正、入札区分、未登記建物、土地家屋調査士の報酬月額、不動産登記法第14条第1項地図作成の歩掛り公表、さらに、内部的には会員増強に力を入れていく旨の決意を述べた。また、法改正については、土地家屋調査士法第3条の改正に加え一人法人制度の導入も全調政連として連合会にお願いする意向を示した。

さらに、7月の参議院選挙においては、土地家屋調査士制度に理解ある候補者を支援し当選に導かなければならないので、全国会員の懸命な努力を要請した。

続いて林日調連会長の来賓挨拶があり、潤沢でない予算の中で様々な活動を展開する全調政連に対し感謝の意が表された。

そして近年、受験者の減少や報酬の低廉化の問題が取り上げられているが、土地家屋調査士の黄綬褒章受章者が少なくないことなど、土地家屋調査士制度は依然として社会に有用な制度として認められているとの認識を示した。

その上で、一部新聞に報じられた道路内民有地の問題は、全国的に波紋が広がっており、日調連とし



横山会長



林連合会会長



てもしっかり声を上げ解決に向かう取組に着手しなければならない旨を語った。

また、土地家屋調査士法改正については、概ね日調連の案で進むものとの見通しを示し、今年は、連合会と全調政連が共に行動すべき案件が一番多い年になりそうなことから、制度と業務の発展のため協力関係の一層の強化をお願いしたい旨の考えを述べた。

倉富全公連会長は、近年、低廉な落札が相次いでいるが、これは一般事件にも波及するおそれがあり、土地家屋調査士制度の将来にとって看過できない問題であるとし、三団体が協力し、改善に取り組むべきとの考えを示した。



倉富全公連会長

その際、全公連として、様々なデータを提供し、夢のある制度の構築に協力する意向を示した。

続いて、岡田日調連副会長から下記8項目の政治連盟関係の報告があった。

- 1 土地家屋調査士法第3条及び第25条について、改正の試案の協議を進めている。
- 2 空家対策について、日調連、法務省、日本司法書士会連合会の連携により三者一体による対応策を進めている。
- 3 隣接地所有者不明問題について、筆界特定手続の中で対処できるスキームを法務省と協議している。
- 4 不動産登記法第14条第1項地図作成作業について、「骨太の方針2016」本文への記載を全調

政連と共に陳情した。

- 5 TPPにおける資格者関連の越境サービス部門は、包括的留保の対象となっている。
- 6 各省庁における土地家屋調査士業務たる入札区分の問題は、全調政連に対応方お願いしている。
- 7 建物所在図の作成について、法務省と協議、モデル作業の実施を検討している。
- 8 不動産登記法第14条第1項地図作成作業について法務省と数回にわたり協議し、土地家屋調査士の日額日当を2割強増額する旨を聞き及んでいる。

次に山口県調政連・三好会長が議長に選出され、始めに平成27年度活動報告を幹事長及び担当副会長が行った。

続いて議事に入り、第1号議案「平成27年度収入支出決算承認の件」が上程され、福本会計責任者が提案理由の説明を行い、浦川監事が監査報告を行った。

質疑応答の後、議場に諮ったところ原案のとおり承認された。

第2号議案「平成28年度運動方針(案)」及び第3号議案「平成28年度収入支出予算(案)」は一括上程され、椎名幹事長が提案理由の説明を行った。その際、本年度から役員手当の源泉徴収を行う旨が説明され、関連する役員報酬規程及び旅費規程についても説明があった。

両議案については、滋賀県調政連・中村会長から業務報酬に関わる件、不動産登記法第14条第1項地図作成における土地家屋調査士の日額、歩掛りの公表に関する件、全調政連と日調連との連携、中小企業者に関する国等の契約について、一人法人制度の導入についての質問や要望があった。また、官庁の未登記建物に関する件、及び日調連と全調政連との連携についての追加質問、要望もあった。

愛知県調政連・鈴木会長から、代議員の選出方法、会長会議の開催、大会における旅費等の支払につい

て質問があった。

大阪調政連・雨森代議員からは、官公庁の未登記建物に関する質問、島根調政連・加藤会長からは法改正に関する質問があった。

いずれの質問も執行部からの答弁、回答により理解が得られた。

質疑応答の後、議場に諮ったところ両議案ともに原案のとおり承認された。

議事を通じ、全調政連と日調連の連携、官公庁の未登記建物について、土地家屋調査士法改正の問題、全調政連の運営に関する件について議場から質問や要望があった。

執行部は、これらを真摯に受け止め、今後の活動に反映させなければならない。

定刻どおり大会が終了し、午後6時から懇親会が開催された。

懇親会には、大会構成員のほか土地家屋調査士制度の推進を図る自由民主党、公明党、民主党の各党議員連盟所属の国会議員96名が出席され、代理出席を加えると150名の衆参両院議員にご臨席を賜り、盛大に開催された。

始めに、全調政連・横山会長が今年の意気込みを語り、続いて、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟・高村正彦会長、公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会・漆原良夫会長、民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟・小川敏夫会長が挨拶に立った。

その後も、大臣、副大臣、各党役員等の要職を務める多くの国会議員の方々から土地家屋調査士制度の推進を支援するスピーチがあり、出席した土地家屋調査士と国会議員との懇親は大いに深まり、午後8時閉会となった。

文責：全国土地家屋調査士政治連盟
幹事長 椎名 勤



高村自民党議連会長



漆原公明党懇話会会長



小川民主党議連会長



山口公明党代表



岩城法務大臣



石井国土交通大臣



塩崎厚生労働大臣



高市総務大臣

平成27～28年度 研究所研究中間報告

研究テーマ3

筆界立会いの代理権・立会い要請権・筆界調査権・ 筆界認証権に関する研究

研究員 宮嶋 泰(大分会)、江口 滋(愛知会)、田中 淳子(愛知学院大学)

1 研究目的

研究所から本研究グループに与えられた研究テーマには、代理権・要請権・調査権・認証権といった具体的な「権」利名が付与されているが、現時点ではそれらの根拠となる法制度ならびに直接の法規定が存在するものではない。それにも係わらずあえて具体的な「権利」の存在を思わせるような研究テーマからは、「筆界の確認」が依頼者や隣接者などの当事者にとっては「所有権界の確認」としての意味を持つも

のであり、それに土地家屋調査士が介在・関与することの意味が必ずしも明らかでないといった現在業務が抱える問題が深刻であること、また、それに対する改善策を講じることが急務であることによるのだと考えられる。

したがって、本研究グループは、強制力を持った法律上の権利創設の可能性《立法論》、あるいは現行法の枠組みを前提とした法理論上の可能性《解釈論》を考えることが主たる研究目的であると理解して、研究活動に入った。

2 研究方法

筆界確認業務の現況と問題点については、実務家である宮嶋、江口の2名が担当し、境界確認の実務に対する法理論上の問題については研究者である田中が担当した。

3 これまでの研究活動

第一回研究会(2015年10月14日開催)では、①実務において日常に行っている「立会い」が筆界を明らかにするための立会いであり、民事実体法上の所有権界の範囲を明らかにする立会いではないことを、業務の依頼者、隣接土地所有者等が正しく理解できていないばかりでなく、土地家屋調査士においても必ずしも明確にされていないという実情の問題点を明らかにし、②いわゆる「境界」概念には、所有権界、筆界が混在し、関係当事者間では、立会い、確認をすべき「界」はいずれであるか、を自覚することが不可欠である。より具体的には、土地家屋調査士自身において、業務受託契約が委任的性格を持った複合的な契約であり、理論的には代理権が当然には付与されるものではないこと、代理権については特に委任状の意義を理解すること、といった契約法上の基礎的理解、併せて契約法上の説明義務(関係当事者への説明内容・方法)にも配慮しなければならないことを明らかにした。③「筆界」、「所有権界」の概念は、異なる法律により規定されているが、密接不可分の関係にあることを踏まえて実務に当たることが重要であることについて、裁判例や民事実体法上の相隣関係法制の互譲義務を前提にした隣地使用請求権(民法209条1項本文)の準用等の可能性について検討した。

第二回研究会(2015年12月4日開催)では、第一回研究会で検討された現状に対する問題点とその改善のための必要な方法として、具体的な《立法論》、《解釈論》の検討に入るに当たり、立法の必要性についても併せて検討を行った。その理由として、①隣接者間だけで適正な筆界を明らかにすることは困難であること、②筆界を明らかにするためには技術的、知見的に高度な専門性を要すること、③社会構造の変化の中、「境界確認」をめぐっても、関係当事者が不明もしくは遠隔地在住者、高齢者等の場合、立会いが事実上困難となるケースが多発している点、を挙げて考察した。以上の点から、当事者以外の中立・

公正な立場の筆界専門家の関与が紛争問題解決には不可欠といえることから、土地家屋調査士の専門性を最大限発揮し、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する(土地家屋調査士法第1条)ことが可能な法整備が必要であることを明らかにした。民事実体法における契約の《解釈論》においても、業務受託契約が、いわば公法上の地籍(積)に基づいて存在している土地の「筆界」を明らかにするという公共的な役割を担うものであり、単に、依頼者にのみ責任を負う法的存在ではないため、民事実体法上も、単に業務を受託した契約相手方に対してのみ法律上の関係を有する場合(準委任契約)よりも、代理権を伴った業務受託契約と理解することが当事者の合理的意思だと理解し、代理権の理論的根拠とすることについて検討した。

第三回研究会(2016年1月29日開催)では筆界・所有権界の法的性質の違いと土地家屋調査士法第3条の業務の範囲についての問題点と運用・改正の可能性について検討を進めた。少なくとも、土地境界関係の全般的安定を実現するためには、広く社会において、境界確認のその意義と重要性について理解を得ることがなによりも重要である。そのためには、業務上、確認すべき境界が「筆界」であり、その「確認」の上にこそ土地境界関係の安定のあることを明らかにしなければならない。そのためにも、土地家屋調査士法第3条第1項の「業務」の条項に「筆界確認」に関する規定を新設する等の検討を行った。併せて、境界(筆界)確定訴訟における「境界(筆界)確定」の意義について確認しつつ、それとは異なる形での「筆界認証」の公証化の可能性について検討した。結論としては、それ自身については困難だと思われるが、「推定力」であれば、現時点でも、訴訟に耐えられるだけの調査、測量等が、立会いも含めて適正な業務プロセスに従って業務が遂行されている場合には、有力な証拠となり、それを覆すことができるような事情が現れない限り筆界が「主張した位置」で特定されることになり、実務上、結果として高い「推定力」を有しているのと同じ効果があると考えられる。このため、日常業務の遂行についての高い専門性を維持・習得することの必要性(研修会の継続的開催等)について確認した。

平成27年度における以上の検討により、基本的な論点が出そろったものとして、平成28年度にその全体的な集約へ向けた作業を継続する予定である。

筆界特定制度施行10周年記念シンポジウム

～公共事業と筆界～

日時：平成28年3月1日(火) 14:00～17:00

場所：ホテルメルパルク名古屋(名古屋市東区)

本年は、平成18年1月20日に筆界特定制度が施行され10周年にあたり、平成28年1月14日には、法務省と日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)の共催で、元法務省民事局長、日調連顧問の房村精一氏による記念講演会『筆界特定制度10年の歩みと未来への提言』が開催されました(3月号掲載)。全国各地においても様々なイベントが予定されており、ここに名古屋法務局・日調連中部ブロック協議会共催のシンポジウムを紹介します。

「公共事業と筆界」というテーマに、参加者は、国・県・市町村職員193名、土地家屋調査士50名、法務局職員20名でした。(募集人員を上回る参加希望に、土地家屋調査士には参加をご遠慮いただいた方もあったとのこと)。

はじめに、主催者挨拶として、佐藤主税名古屋法務局長から、筆界特定制度が制定された背景の説明、国民に定着してきている現状の報告と、今後制度の更なる充実・活用を図るため、より効果的な方策を模索していきたいとの挨拶があり、茶谷和裕日調連中部ブロック協議会長からは、官民境界の立会いと公嘱協会への業務発注の御礼、土地家屋調査士の業務及びその組織等の説明があった。

来賓として出席した林千年日調連会長は、この10年間で筆界特定制度は社会に根付いた。適正、迅速にやっていくのが、土地家屋調査士の使命であり、我々は日々研鑽する真面目さ、姿勢を持っている。今日のシンポジウムが、次の10年の1歩となればと挨拶された。



佐藤主税名古屋法務局長



茶谷和裕日調連
中部ブロック協議会長



林千年日調連会長

基調講演

「筆界特定制度の現状と展望」 —境界紛争の総合的解決を目指して—

岐阜地方法務局長 前田幸保氏

冒頭にあたり参加者に対し、国・県・市町村には、公共事業を実施する中で筆界・境界の問題は切実である。筆界特定制度の積極的な活用をお願いするとともに、用地担当者の筆界特定制度の研修、講習会には、講師の派遣等の対応をさせて



前田幸保岐阜地方法務局長

いただく用意がある。また、土地家屋調査士の活用も積極的にお願いしたい。土地家屋調査士には、筆界特定制度における筆界調査委員としての益々の活躍、申請代理人としての利用促進等、更なる進化をお願いしたい。法務局職員には、筆界特定事件の適正迅速な処理、各種制度との連携強化をお願いしたいと述べられた。

1 筆界特定制度の誕生の背景

平成の地籍整備をきっかけに、都市再生本部決定の「民活と各省連携による地籍整備の推進」により地図整備事業を強力に推進することとなったいきさつから、登記所備付地図については公図の沿革の説明がなされた。平成27年4月の登記所備付地図の状況として、地図全体の55%を占める不動産登記法第14条第1項地図(約392万枚)の約7割以上(289万枚)は国土調査の地籍図であること、その上で中部ブロックの地域における地籍調査の進捗率を示され、

地籍整備は深く地籍調査に関わり、地籍調査と筆界特定制度は切っても離せないものと説明された。

2 筆界特定制度の概要

迅速かつ適正に筆界を特定する本制度は、筆界(境界)確定訴訟において調査結果等を証拠として利用できる。また、地籍調査において筆界特定されている場合は、必要に応じて管轄登記所から情報を得ることができ、筆界未定における情報も提供される等の連携が図れている。だが、地籍調査の実施においては、筆界特定制度ができ、平成16年法務省通達で、地元住民への説明会、現地調査、成果の閲覧において法務局職員の協力体制もできたが、地図整備の進捗状況はまだみだである。

3 筆界特定制度の現状と問題点

事件の動向、標準処理期間、処理結果、申請事件の分類、筆界調査委員の士業別数を、全国の統計資料とともに名古屋ブロック管内の数字を示した。事件数は全国で年間2,500件ペースで推移し、名古屋ブロック管内では10年間で1,672件、標準処理期間は福井局を除き6か月。平成26年全国の申請事件の分類では土地家屋調査士が72.0%(1,932件)に対し、官公署は4.6%(123件)と利用・活用度は低く、名古屋ブロック管内でも同様である。全国の筆界調査委員のうち土地家屋調査士は1,859人(84.46%)、名古屋ブロック管内では218人(87.9%)とほとんどを占める。名古屋ブロック管内の事務処理体制についても説明があった。

筆界特定事件の処理上の問題点(長期未済事件)の対応策として、標準処理期間内での具体的な期間設定及び責任処理体制の強化、筆界特定書作成の能力向上と簡素化、意見書作成の能力向上、法務局と土地家屋調査士会(筆界調査委員を含む。)との連携・強化をあげられた。

4 筆界特定制度と他の制度との連携

筆界(境界)確定訴訟の前置となる筆界特定制度を目指し、裁判手続とのすみ分けと弁護士会との連携、また、総合的紛争解決制度の確立に向けて、土地家屋調査士ADR(境界問題相談センター)との連携をあげた。取組として大阪法務局における筆界特定と

ADRとのすみ分け相談、境界問題相談センターおおさかの土地家屋調査士ADRの境界杭の調停制度を紹介された。

5 おわりに

筆界特定制度の統計資料が示すように、土地(境界)問題に向けての積極的な活用(特に官公署等)のPRと、迅速処理の確立が重要である。筆界特定制度の進化として、地籍調査及び各種公共事業における申請権限の拡大、所有者の所在不明土地を隣接地とする土地について分筆の登記等を可能とするための筆界特定制度の積極的な活用、土地家屋調査士が申請代理人の場合における不動産登記規則第93条ただし書に準ずる調査報告書の添付の義務化による迅速化をあげられた。

講演

「公共事業における筆界確認」

(公社)愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
副理事長 安藤勘二氏

将来に向けて境界紛争のない筆界確認を目指す、それが土地家屋調査士が行う筆界確認である。筆界、所有権界(境界)の説明がなされ、本講演は筆界という言い方で進められた。



安藤勘二愛知県公嘱協会
副理事長

- ・筆界確認は、境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線であるところの点(ポイント)が重要である。
- ・一般に認識されている境界を表すものとしての資料や現況を提示し説明。
- ・筆界確認の方法を講師の作業事案の資料を用いて説明。①現況測量をして現況図作成、②現況図と資料を合わせて仮の筆界点・筆界線を設定、③仮の筆界点・筆界線を現地に設置、④所有者の立会確認を得る。
- ・筆界確認後の作業 ①筆界点に筆界点標識を設置、②設置した筆界点標識を測量する、③測量結果に基づいて確定図面を作成、④確定図面に所有

- 者及び隣接所有者の承諾をもらう。
- ・筆界立会の実情として、希薄になった近隣付き合い、世代間の伝承不足、所有者の行方不明、依頼主の認識不足、官公署に対する不満等を報告。
 - ・筆界確認で注意すべきこととして、法務局・官公署の資料の十分な調査、現地の筆界標の確認と地域の慣習の聞き取り調査をあげた。
 - ・終わりに『杭を残して悔いを残さず』、紛争を防ぐためにも頭の隅に置いておいてほしいと結ばれた。

パネルディスカッション

テーマ 「公共事業と境界」

コーディネーター

名古屋法務局不動産登記部門

総括表示登記専門官 小森隆義氏

パネリスト

豊田市建設部土木管理課 副課長 角谷 元氏

名古屋法務局不動産登記部門

次席登記官 大島 久氏

日本土地家屋調査士会連合会 顧問 西本孔昭氏

(公社)愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

副理事長 堀寄祐史氏

「公共事業と境界」をテーマに、「道路の官民界」に範囲を絞り、会場参加者からの事前の質問・意見も盛り込み、立場の違うそれぞれのパネリストによる活発な討論がなされた。

○境界には、筆界、所有権界、占有界があるが、道路管理台帳がある道路法上の道路や道路法上の道

路でない里道等について、豊田市、他の市町村はどのように管理しているか。筆界特定制度による特定作業において参考とするものは何か。

○公図等様々な地図・図面の認識について、どの程度まで参考として利用できるか。参考とする場合、公図上一定でない道路幅はどのように管理しているか。

○筆界確認の実情として、狭隘道路の相談について市町村、土地家屋調査士の対応は。対側地所有者の承諾が必要な場合において承諾が得られないときや隣接地所有者の所在不明や相続人不明の時の官民界の確定について市町村の対応は。それによる問題点は。その解決策は。

○筆界特定制度は前述の対応策として利用できる。また、問題解決に向けての入り口整理として活用できる制度でもある。公共事業で買収の場合、広域にわたって筆界を確認する必要がある。実施権者から筆界特定ができるよう制度化の整備がなされると官公署としてもしやすくなると思われるが、東北大震災の震災復興における特例法を紹介され、今後の展望として申請拡大についても討論が交わされた。

閉会にあたり、秦慎也名古屋法務局民事行政部長は、公共事業・公用財産の管理における境界を巡る問題を解決するため、筆界特定制度や地図整備の更なる充実を図っていききたい。また、必要があれば要望をいただき意見交換をさせていただければ幸いと思う。関係官署、土地家屋調査士会の皆様には、今後とも登記を始めとした法務行政に対し、なお一層のご協力とご理解をお願いしたいと結ばれた。

広報部次長 上杉和子(三重会)



自然災害と向き合う

—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—

社会的共通資本としての土地家屋調査士制度とその役割

—自然災害と防災・支援協定、人口減少問題と空家等対策協定について—

長崎県土地家屋調査士会 広報部長 松本 忠寿

まえがき

震災から5年を経過しても復旧さえできない地域がある東北地方、遠くない将来に起こるといわれている南海トラフ地震の対応を迫られている太平洋沿岸地域、そして今年4月に起こった熊本地震。このような自然災害は、いつ誰の身に降りかかってきても不思議ではないといわれています。そうしたときに土地家屋調査士として感じたことを書き記したいと思います。

はじめに

近年、各地の土地家屋調査士会では、地元自治体との間で防災支援や災害時支援、空家対策等についての協定を結ばれているようです。私が所属している長崎会でも同様の取組を行っていますが、これらの協定が結ばれるときに、①どのような背景から協定が結ばれるようになったのか、②組織としてその受け皿になり得るのか、③地元自治体は私たちの組織を必要としているのか、④会員の合意または共通認識は、どの程度形成されているのか、⑤私たちの組織が地元自治体に必要とされるにはどのようにあるべきかといった疑問が常に付いていました。

この度、自らの疑問に対し、それを紐解く機会を与えていただきましたので、私なりにこれらに向き合ってみたいと思います。何分このような形のものを会報に載せていただくことに対して、申し訳ない気持ちもあるのですが、同じようなことを考えられている会員や以前考えていた会員が全国には一定数おられることだと思いますので、これから組織としての方向性を議論する中で、僅かなりともお役に立てればと思います。

長崎における災害

全国の都道府県において、これまで数多くの自然災害が発生し、多くの犠牲者と財産を失いながらも、困難な復興を遂げられていますが、長崎県においても同様の困難を乗り越えてきた歴史があります。戦後の自然災害で特に甚大なものとして以下の災害が挙げられます。

・諫早水害 昭和32年7月25日から26日

時間雨量：144 mm

死者・行方不明者：781名

家屋の全半壊：12,787戸

・長崎水害 昭和57年7月23日

時間雨量：187 mm

死者・行方不明者：299名

家屋の全半壊：1,542戸

・雲仙普賢岳噴火災害 平成2年11月17日から

死者・行方不明者：44名

家屋の全半壊：795戸

(長崎県河川課の資料から抜粋)

平成8年土地家屋調査士会入会の私には、これらの大規模な自然災害後に個人として又は組織として土地家屋調査士がどのように対応がされてきたのか



島原市立第二中学校より雲仙普賢岳と眉山を望む

分からない部分がほとんどなのですが、これまで長崎会の先輩方からお聞きした話によると、自然災害が起きたときは、被災を受けた自治体から数多くの災害復旧業務が出され、各地から土木、建築、測量等の技術者が来られ、復旧業務に従事されていたようです。特に、初動における道路復旧の測量業務では、従事している測量技術者はろくに寝食を取ることなくその業務に当たっていたが、土地家屋調査士にはそれら支援作業の要請がなく、歯痒い思いを経験されたようです。また、各地から被災地へ届く支援物資は大変有り難かった一方、被災地が必要としている物資と、送られてくる物資が被災後の時間経過とともに違いが多く見られるようになり、支援物資の管理が大変難しかったということを話しておられました。

この話を聞いて感じたことは、先輩方はこのような大規模な自然災害が起こったときに土地家屋調査士として、その知識や経験そして組織力を動員し、被災した地域のために役に立ちたかったという気持ちを強く持たれているということでした。また、当時(話をお聞きした10年位前)土地家屋調査士の組織として、再び大規模な自然災害が起きたときに何ができるのかを常に模索されていたように思います。それは、これら活動の障壁となっていたのは、測量業との業際の問題や土地家屋調査士法の第3条業務であったのかもしれませんが。今のところ幸いにして長崎では、雲仙普賢岳噴火災害以降、大規模な自然災害は起きていませんが、国内の至る所で絶えず噴火や地震、水害等の自然災害が起きています。

地元自治体との支援協定の締結

長崎会では、平成23年度の事業計画に「災害復興支援協定締結についての検討」を掲げ、その準備を進めてきました。その上で、平成25年に長崎県と災害復興支援協定を締結し、平成26年に長崎市、諫早市と、そして平成27年に島原市との同協定の締結に至っています。これらの自治体は、先に記したように大規模自然災害の被災地であり、多くの人命と財産が失われた所であり、同時に復興を遂げてきた所です。

雲仙普賢岳噴火災害から25年が経過しました。この間、土地家屋調査士会や公嘱協会が継続して地道に行っている土地家屋調査士法第14条地図作成作業や地籍調査事業、各種無料相談会やADRセンター、出前授業等が、今ここに繋がったのだと思います。

災害復興支援については、会として以下のことを念頭に考えられてきました。

- 1 無償支援であること。
- 2 自治体にとって有益な支援であること。
- 3 市民の役に立つこと。
- 4 会員の過剰な負担にならないこと。
- 5 活動内容とその範囲が特定しやすいこと。

これらを支援の際の基本事項として、各自治体と協議を重ね現在の災害復興支援協定締結に至っています。協定締結を契機に、土地家屋調査士会として、海拔表示板の設置や自治体が行う防災訓練への参加等といった防災活動に現れています。

その一方で、昨年は、全国的に空き家に関する問題が表象化されるようになりました。国会でも議員立法として「空家等対策の推進に関する特別措置法」が整備されるまでに至っています。これまで空き家の問題は、地方の過疎問題を抱える自治体における潜在的な問題でありましたが、その対策は主に人口流出を食い止めるために空き家を利活用するというものでした。しかし、近年は、人口減少問題と並行するようにして別の課題(行政が個人の所有権に介入するという問題)をはらみながら、これまでの地方特有の問題ではなく、都市部にまで及ぼすようになってきました。

この空き家問題に関して、長崎会としての基本的姿勢は以下のとおりです。

- 1 管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発
- 2 不動産取引の促進と活用促進
- 3 権利関係の整理

長崎県内でこの空き家に関する問題にいち早く対応していただいたのが島原市でした。本年2月には、長崎県土地家屋調査士会と「空家等対策に関する協定」を締結するまでに至っています。その背景には、島原市の市議会議員であり土地家屋調査士の中川忠則先生の行動力があったからです。中川先生が空家等対策の問題にいち早く対応された理由をお聞きする機会がありました。その中で平成2年からの雲仙普賢岳噴火災害を挙げてこうおっしゃいました。「私が市議会議員として活動するようになった時の島原市長は、ヒゲの市長さんで有名な鐘ヶ江さんでした。雲仙普賢岳噴火災害も経験しましたが、そのときは島原市という自治体が無くなってしまうのではないかといったことも頭を過るような甚大な自然災害でした。火砕流災害、土石流災害、一体何時になったら収束するのかさえも分からない火山活動でしたから。」

当時は、災害による人口流失をどれだけ食い止めることができるか、同時に安心安全に住まうことが

できる地域の復興に奔走されたことをお聞きしたのですが、その災害の経験から、「空家等対策に関する協定」についても行動に移されたとのことでした。私たちは、日頃、自治体が消滅するような考えをすることはまず無いのですが、改めて考えると地域社会があって始めて私たちの生活が成り立ち、地域社会があって始めて土地家屋調査士という仕事も意味を持つものであると思うようになりました。したがって、健全な地域社会の形成のために一人の社会人として、一人の職業人として普段から関与しなければならぬのだと教えられました。普段考えることがなかったもので、そういった意識が希薄でしたが、中川先生がおっしゃられたことは当然のことだったのです。

人口減少問題

総務省統計局資料によると、大正9年から人口統計を始めて以来、増加の一途であった我が国の人口は、平成20年(128百万人)をピークにその後は減少を続けています。少子高齢化の問題も併せ持つことであるため、今後、人口減少に歯止めがかかる目処さえないように思えます。このようなことを考えている時に、別の視点でこの統計を考察している土地家屋調査士の文章が目に残りました。佐賀会の会報誌(平成28年新年号)に伊万里支部の田中史朗先生が「統計お遊び」と題して寄稿されたものです。全国の土地家屋調査士会にも配布されていると思いますので、関心を持たれた方は是非読んでいただきたいと思います。田中先生は、佐賀県の人口を五歳階級に分けた分布表と住宅着工戸数(新規、増改築、除却)の統計データをベースに利用し、土地家屋調査士の引退年齢を75歳、住宅見込客を40歳台、建物関係の登記費用を仮定した上で、15年後における

土地家屋調査士一人当たりの報酬を予測した考察をされています。私はこのような視点が欠けているので、未来を予測するための考え方として非常に参考になりました。ここでも安定した地域社会というのが、その基本的要素になっていると思います。

社会的共通資本としての土地家屋調査士制度

2008年(平成20年)12月に、私はあるブログでこの「社会的共通資本」という概念を始めて目にしました。一昨年お亡くなりになりましたが、この概念を提唱されたのは、経済学者の宇沢弘文(うざわひろふみ)氏です。それからこの「社会的共通資本」というものが土地家屋調査士制度に該当するのだろうか？該当するとしたらどのような理路なのか？私たちに足りないものは何か？…と思い出しては考えることを繰り返すようになりました。もちろん、今でもその答えにたどり着くことはできていませんが…

「社会的共通資本は私的資本と異なって、個々の経済主体によって私的な観点から管理、運営されるものではなく、社会全体にとって共通の資産として、社会的に管理、運営されるようなものを一般的に総称する。社会的共通資本の所有形態はたとえ、私有没有いしは私的管理が認められていたとしても、社会全体にとって共通の財産として、社会的な基準にしたがって管理、運営されるものである。」(宇沢弘文『社会的共通資本』、岩波新書、2000年、21頁)

社会的共通資本には土地、大気、土壌、水、森林、河川、海洋などの自然環境。道路、上下水道、公共交通機関、電力、通信などの社会的インフラストラクチャー、教育、医療、金融、司法、行政などの制度資本をも含む。

これらのものは「それぞれの分野における職業的専門家によって、専門的知見にもとづき、職業的規律にしたがって管理、運営されるものであるということである。社会的共通資本の管理、運営は決して、政府によって規定された基準ないしルール、あるいは市場的基準にしたがっておこなわれるものではない。この原則は社会的共通資本を考えると、基本的な重要性をもつ。社会的共通資本の管理、運営は、フィデュシアリー (fiduciary) の原則にもとづいて、信託されているからである。」(同書、23頁)

著者の宇沢弘文氏は、この本の中で社会的共通資本を3つ(①自然環境、②社会的インフラストラクチャー、



空家等対策に関する協定後の記念撮影

③制度資本)に分類しています。私は、この③番目の司法の一部に土地家屋調査士制度が該当し得るのではないかと思います。(同意される方もいらっしゃると思いますが)また一方で、該当するには、まだ足りないものがあるとも思うのですが、それが何なのか、その対応策は何なのかというところを何度も行ったり来たりしています。

そうした中で、少しでも自然災害に遭われた被災者の役に立てればとの思いから、2年ほど前からOpen Street MapのWEBマッピング活動を始めることになりました。昨年から、HOT Tasking Managerというwebサイトで、世界各地で起こっている自然災害被災地の地図作りに参加しています。この活動は土地家屋調査士だからできるというものではなく、何時でも誰でも何処からでも自然災害被災地へ向けた支援に繋がるものだと思って続けています。このWEBマッピング活動については、近いうちに土地家屋調査士の誰かが、特集を組んでくれることと思います。遠隔地支援の代表的な形になりつつありますから。

「コンステレーション」を感じる力

日頃の業務に追われながら過ごしていると、身の回りに起きている出来事が他人事とまではいわなくとも習慣的に「自分自身に直接的な影響がどの程度あるか」を物差しにしていることが多くあります。私自身がそうであるように生存戦略上どうしても一年後の危機より直近の危機を回避することを優先してしまうのは、自己弁護になってしましますが仕方のないことかもしれません。しかし、地域社会や組織の中の一員である以上、自分のことばかり考えるわけにもいかず、長期的な視点で物事を捉えなければならないと感じています。

コンステレーションとは、心理学で「布置」といわれるそうです。そしてまた、夜空に輝く星座もコンステレーション(constellation)と呼ばれるそうです。一見では何の関係もない物事やモノの中にそれらの関係性を見出し、意味を感じ取り、物語を紡ぎ出す力です。そういえば、日頃から土地の地形や自然環境を直に踏査し、そこに住まう人々の証言に耳を傾け、過去のあらゆる書類を精査し、未来志向の安定、安心した環境を創り出すお手伝いを土地家屋調査士は行っているように思えてなりません。私には社会的共通資本としての専門的職業家の専門的知見を活かすための行動に映ります。それは、土地家屋調査士会という組織が、地元自治体との様々な支援の協定を結び、活動をしていることも、その延長にあるように感じられるようになりました。

まとめ

今回、連合会会報で、「自然災害と向き合う—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—」と題した連載に寄稿するに当たり、私がこれまでに経験してきたことから、自分なりに考えてみましたが、「はじめに」で挙げた自らの疑問5項目さえも明確な答えを導き出すには至りませんでした。しかしながら、ここに書き記した中に、もしいくつかのヒントがあるのであれば、読者のコンステレーションによって、その答えが導き出されるかもしれないとの希望を持っています。

最後に、今現在も自然災害に苦しんでいる被災者や、それらの方々を支援している方々に少しでも早く復興の兆しが見えることを祈りつつ終わりといたします。



出前授業の様子

地籍問題研究会

平成28年度通常総会及び第15回定例研究会

第15回定例研究会が、東北学院大学土樋キャンパスで開催された。はじめに今回のテーマ「東日本大震災により生じた地籍情報の課題～震災5年を迎えて～」について、幹事の東北学院大学法学部岡田康夫准教授から、「震災から立ち直っているようだが、東京等の離れた所と被災地との感覚に差があるのではと感じている。外からは見えにくくなっている。震災によってどのような問題が起き、どのように解決していったのか、地籍という観点から講演、報告していただき、今後の災害に対しどのように取り組んでいけるのか一緒に考えていきたい。災害にあらかじめ備えておくことができるよう、我々の研究成果が今後の役に立つことができれば。」との趣旨説明があった。

講演

「生活再建支援から見てきた地籍情報利活用の課題」

国立研究開発法人防災科学技術研究所主幹研究員

花島 誠人 氏



災害対応において地籍情報が果たす役割は、これまであまり議論されてこなかった。今後、発生が想定される「南海トラフ巨大地震」や「首都直下地震」のような大規模かつ広域におよぶ災害の対応において、地籍情報の利活用は極めて重要な論点を含んでいる。今回は被災者の生活再建支援の局面における地籍情報の利活用に焦点を絞り、その意義と課題について述べる。

○災害に強い社会システムの構築

分散して存在する「専門知」や「経験知」を、個人や地域が自ら獲得・活用して、「自分知・地域知」を高度化し、自ら「防災」を計画・実行する社会を目指す。

○生活再建支援における課題

・被災家屋の位置情報と地籍情報(地番)との照合

GNSS情報があっても住所ではなく地番と照合できなければ地籍情報とマッチングできない。平常時から地籍情報に位置情報を紐付けておかないと、どんなに優れたシステムを持っても災害が起きたときは難しい事態になる。だが、電子地籍図整備時に紐付けできれば実現できていると考えている。

・り災証明書の運用上の課題

り災世帯を特定するために、被害認定と固定資産情報を、地籍情報を介して結合できる仕組みが必要と考えている。事前復興計画の一環として「被災者台帳」という考え方がある。

○生活再建支援における地籍情報利活用の意義

生活再建のために必要な課税減免措置を迅速に実施するには、行政情報(世帯情報、課税情報)と地籍情報を統合させることが重要である。

終わりに、地籍情報を活用するためには、住基情報、課税情報等の行政情報及び地理空間情報との相互運用が必要不可欠である。そのためには、事前復興計画における地籍情報活用の仕組み作り、GISとの互換性を確保した地籍データの標準化、地籍情報を災害対応及び生活再建支援において利活用できる制度面の改正等、官民が一体になった取組が求められている。

報 告

「東日本大震災等を踏まえた地籍調査推進に係る取組」

報告者 国土交通省土地・建設産業局地籍整備課
課長 大澤 祐一 氏



1 東日本大震災の発生と地籍調査

○地籍調査の効果→災害復旧の迅速化

東北地方は比較的地籍調査が進んでいたため、地籍調査の成果が迅速な復旧・復興に貢献した事例もある。津波浸水地域の約9割で実施済みだった。地籍調査の成果を活用し、費用は約一千万円、期間は半年から1年程度縮減できた。

○東日本大震災の教訓

- ・地籍調査を実施していない場合の作業は膨大かつ困難であること。
- ・実施済みの地区では地籍調査の成果は格段の説得力があり、円滑に作業を進めることができること。

2 震災の経験を踏まえた今後の国土交通省の取組

○大規模災害が想定される現状において実施すべきこと

被災した場合に境界の復元が困難となる可能性がある地域等において、迅速に地籍調査を行う必要がある。特に緊急性の高い地域については応急的な方策として、官民境界を把握することで一定の効果があることから、積極的な実施が求められる。

そのほか、今後の取組として、南海トラフ地震に伴う津波による大規模な浸水想定地域において、地籍調査の段取りの実施等について説明があった。

「山林分譲地の土砂崩れ等に対する筆界認定と地図について」

報告者 宮城県土地家屋調査士会 高橋 一秀 氏



仙台市内の造成宅地滑動崩落緊急対策事業実施箇所は160箇所。その中で、法務省の見解(※下記参照)による3つの解決事例を紹介された。

- 事例1 折立地区では震災前の位置を推定・復元し地図を作成
- 事例2 高野原地区では土地の境界が移動したものと判断し地図を修正
- 事例3 平成22年度に地図作成作業が行われた緑ヶ丘地区では、防災集団移転促進事業に基づき用地買収が行われた。地図が備え付けられてあったためスムーズに用地買収が進んだ。

地図の果たした役割、効果はあったと思う。スムーズな用地買収、境界の復元、作業工期の短縮等である。しかし限界もある。筆界が移動したのか元の位置に復元するのか、周囲の状況等を基に慎重な判断が必要である。

※法務省の見解：地震による地殻の変動に伴い広範囲にわたって地表面が水平移動した場合には、土地の筆界も相対的に移動したものとして取り扱う。なお、局所的な地表面の土砂の移動(崖崩れ等)の場合には、土地の筆界は移動しないものとして取り扱う。(平成7年3月29日法務省民三第2589号回答)

「所有者不明土地、地図復旧作業、津波により倒壊した建物減失調査の問題点(法務局における取組)」

報告者 会津若松公証人役場公証人・元仙台法務局
山口 和秀 氏



○所有者不明土地の問題について

○大規模被災地における地図復旧(修正等)作業の問題点について

- 1 被災地実態調査・地図座標値のパラメータ変換では問題が解消されない地域の選定
- 2 街区単位修正作業・地図の座標値を変換、更なる修正が必要なときは境界復元作業を実施
- 3 復興型地図作成作業を三か年計画で実施

○津波により倒壊した建物減失調査の問題点

特例措置・被災者の負担軽減策として、所有者からの申請を待たず、登記官の職権により倒壊した建物の減失登記

「地震による影響を受けた土地に対する境界復元と問題点」

報告者 福島県土地家屋調査士会 土井 將照 氏



平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震から、1～2か月が過ぎた頃から土地境界の相談が多くなった。当時(平成23年春夏)は、明確な解決策は発表されておらず、法務局も土地家屋調査士も明快な回答を出すことができない状況であったとして、2つの事例を紹介された。

- ① 境界復元→移動箇所の分筆→所有権移転(境界は移動していないものとして処理)
- ② 地震による移動量が異なる広域地→境界復元不能→地権者の意思を最大限尊重→地積変更登記、原因欄には「③平成23年3月11日変更」(境界が移動したものとして処理)

現在の問題点として、地震動の影響がある(境界が移動した)ということを忘れてしまっている地権者が増えてきたことや、パラメータ補正座標を過信しすぎている傾向がある。今後の震災に対応するためには、数値化した座標の集積を行っていくことが重要である。

「津波と地殻変動による基準点の移動とその後の状況」

報告者 岩手県土地家屋調査士会 金 哲朗 氏



震災前と震災後の基準点の移動等について説明がなされた。移動量は最大で4.55 m、基準点間距離は最大で0.138 m、地盤沈下量は最大で0.864 m。同一方向に水平移動するのではなく湾に向かって動く傾向がある。

被災地における筆界確認の留意点として、

- ① 地表面の変動の原因は地殻変動のみではなく、強烈な津波の破壊力も考慮すべきではないか、特に引き波は寄せ波の1.6倍の威力を持つ。
- ② 基準点及び筆界点移動量と移動方向を把握すべきである。相対的移動と不規則移動の両面がある。
- ③ 相隣関係の安定化を図るために、隣接地のさらに隣接地を含めた筆界点及び地積の確認も必要である。ひずみの確認のため、場合によっては1街区全体の確認が必要である。

最後に、「震災から5年たった。遠方の方からすればもう震災は終わった、過去のものだと思っているのだろう。だが、私の町にも隣の町にも行方不明の方々がたくさんいる。震災はまだ終わっていない。」と結ばれた。

広報員 福原仁典(秋田会)

ち ょ う さ し 俳 壇

第373回



新茶の香

深谷健吾

茶どころの茶舗に溢る新茶の香
子らの乗る山車引く役は父の役
夏めきて軽くなりたる旅靴
若者のほつれジーパン夏来る
さみだれの琵琶湖にけぶる浮御堂

当季雑詠

深谷健吾選

茨城

島田

操

戦なき空に悠悠春の雲
八十路なほ耕すと云ふ氣力かな
上棟の五色なびきて風五月
明るさを空に広げて花は葉に
戦争に耐へきし自負や昭和の日

愛知

清水

正明

囲み家の矢来を越えて花吹雪
むらさきに明け初む寺や桐の花
桐咲くや黒塗り蔵の残る村
信長の幸若舞や木瓜の花
母の情桂より濃し熊野の藤

茨城

中原

ひそむ

布団干す岬の見ゆるベランダに
門扉なき吾が家の庭の芝桜
余花の雨余命の余白妻看取る
風鈴や徒食の日々を繰り返す
姨捨の橋の名いまも河鹿鳴く

岐阜

堀越

貞有

おじぎ草筆でふれては眠らせり
亡き父の部屋窓より鉄線花
宿主は同級生や鮎の里
落し文拾へば胸の高鳴れり
田の隅にすすくすすくと余り苗

愛知 鍋田建治

正面にしだれ梅見てお弁当
見知らぬ人より梅の香を貰ひけり
堤防の菜の花ゆれて孫来たり

今月の作品から

深谷健吾

上棟の五色なびきて風五月

島田

操

「上棟」とは、建物の守護神と匠の神を祀って、棟上までの工事が終了したことに感謝し、無事建物が完成することを祈願する儀式のこと。「五色」とは、上棟祭の折、屋根の上に付けられる五色の吹流しのこと。五色の吹流しが爽やかな五月の風に吹かれてなびく、晴天の上棟式に相応しい日の風景の一句か。「上棟」と季語である「風五月」との取り合わせが妙であり「五色」と「五月」とのリフレインも効果的な佳句。時代は変わっても日本の伝統と文化の継承は肝要か。

清水正明

桐咲くや黒塗り蔵の残る村

「桐」とは、高木落葉樹で材は軽くて柔らかく木目も美しい上に狂いが少ないので、古くから筆筒・長持・机などに用いられ、下駄材としては最上質。樹皮は染料に、葉は駆虫薬にと、用途は広く有用な樹木。枝先に大型の円錐花序の筒状の紫色の花を多数つける。今では古い町並の村ではあるが、当時はさぞかし繁栄していた城下町の旧家の景で的一句か。「桐の花の紫」と「黒塗りの蔵」の対比により高貴な薫りのする一句に。「か」行の五文字によりリズムの良い佳句となった。

中原ひそむ

姨捨の橋の名いまも河鹿鳴く

「河鹿」とは、山間の溪流にすむ小さな蛙で、雌雄大きさが異なる。雄は雌より小さいが、澄んだ美しい声で鳴くので姿よりも声を賞美する。「姨捨」の所在地は長野県千曲市八幡姨捨であり、地名は有名な「姨捨伝説」や「更級日記」に由来しており、古来より名月の里・俳句の里として親しまれ、特に棚田に浮かぶ月光は「田毎の月」として知られている。姨捨駅から見下ろす棚田風景は「日本三大車窓」の一つの美しい田園風景とか。姨捨の地の山間と棚田風景を見ての一句か。地名の「姨捨橋」と季語の「河鹿鳴く」との取り合わせの明暗が絶妙。「いまも」の措辞により、古来の里山風景が目に浮かぶ佳句である。

堀越貞有

田の隅にすすくすすくと余り苗

「余り苗」とは、田植えを終えた時点で残っている苗のこと。即ち田の片隅に纏めて植えて置くその苗が余り苗。根ついた苗が生長すると一面青田の美しい田園風景が広がる。良く観察すると田の隅の余り苗の方の背丈が高いことに気付く。その着眼点こそ俳諧味があり、俳人ならではの成せる技である。俳句は何時でも何処でも作ることが出来る。「能トレ」にも成るし、お互いに頑張りましょう。

鍋田建治

見知らぬ人より梅の香を貰ひけり

「梅」の季語の傍題に春告草。今では一般に花といえは桜をさすが、初めは梅こそが花だったのである。この句のポイントは、「見知らぬ人」と「梅の香」の取り合わせである。平明な言葉で、あるがままをさらりと即吟。大好きな一句である。

宮城会

『大坂夏の陣に散った真田幸村(信繁)の子女、
みちのくに生きる』

宮城県土地家屋調査士会 我妻 昭

本年の大河ドラマである「真田丸」の視聴率は、17%を超える人気番組となり、真田の郷・信州上田は、今日も観光に訪れる歴史ファンで湧き上がっていることでしょう。

ここ、宮城・白石市、蔵王町、そして秋田・由利本荘市も、真田ゆかりの地であること、ご存知ですか？

真田信繁(幸村)は、正室の竹林院と側室3名そして某女との間に合計13名の子供がおりました。(以下諸説あり)

元和元年(1615)大坂夏の陣における最後の戦いが終結する前々日の5月6日、道明寺・菅田の激戦を繰り広げたその夜に、自らの死を覚悟した豊臣方の信繁は、書状をもって三女阿梅^{おうめ}、家臣穴山小助の娘を、敵方である伊達政宗隊の先鋒片倉小十郎重長(重綱)の陣に送り届けました。

そのわけは、真田が片倉重長の道明寺口での奮戦を見、「この知勇兼備の将ならば」、我が子の後事を託せると判断した。

かねてから真田と伊達政宗の間に密約があった。

真田と代々神官の片倉は、共に信州諏訪氏の分流であり、同族のよしみがあった。

また京都の伏見城時代、伊達家と真田家の屋敷は隣同士で、かねてより知り合っていたからとも言われていますが、真実は謎に包まれております。

片倉代々記によると、三女阿梅はたいそう美形であったとのこと。

さて、阿梅らと共に、京都の屋敷から合流した信繁の子、阿菖蒲、おかね、二男大八らは、その後伊達政宗の軍勢に守られ、江戸の伊達藩邸を経て、9月に伊達家重臣片倉重長の居城である白石城に匿われました。

阿梅12歳、大八4歳の時です。

幼い遺児たちが、通ったと思われる、中山道、甲州街道、日光街道、そして奥州街道をどんな想いで歩んだのでしょうか。

悲しみ・寂しさと、これからの不安を抱えながら、



白石城(片倉家代々の居城)

数奇な運命に翻弄された真田家の子女たち。

戦国の世とはいえ、あまりにも不憫に思えてなりません。

白河の関を越える頃には、夏も終わり、初秋の街道沿いに芒^{すすき}がたなびく季節である。

その後の遺児たちは、徳川の詮索を逃れるべく、白石城二の丸にてひそかに養育され、後に阿梅(17歳)は白石城主・片倉二代重長(37歳)の継室となり、天和元年(1681) 78歳の生涯を閉じました。

墓は、片倉家の菩提寺である傑山寺の東、当信寺(宮城県白石市)に建立されております。

墓石は、如意輪観音像をかたどり、その形が菌痛のため頬を抑えているように見えることから、虫歯に苦しむ人たちは、この墓石を削り、飲むと良く効くとの迷信が生まれ、一部削り取られております。



当信寺(白石城東口門を移築)



阿梅・大八の墓(当信寺内)

二男大八は、片倉四郎兵衛守信と名乗り、寛永17年(1640)伊達家の家臣になり、第二代藩主・伊達忠宗から「真田」を名乗ることを許されるが、幕府からの追及を避けるために、一旦「片倉姓」に戻っている。

真田姓が認められたのは、正徳2年(1712)、守信の子・辰信の晩年、幸村の討死にから100年近く経ってからのことでした。

片倉守信(大八)は、寛文10年(1670)6月、59歳で亡くなり、阿梅の墓と並んで当信寺に葬られております。

後に、阿梅、大八らを慕って多くの遺臣らが仙台北領内白石城下に入ってきたといわれております。

そのなかで、真田家遺臣三井奉膳が、出家し得度した後に開基したと伝えられる清林寺が市内にあり、本堂手前の鐘楼脇に、三井氏3基の古墓があります。

寺紋に真田の紋所「六紋連銭」が見られます。

真田家ゆかりの地として、白石市の隣町である蔵王町でも、信繁(幸村)の子守信(大八)が、伊達家より刈田郡の矢附・曲竹地区(現蔵王町)に知行地を拝領したことにより、真田分家の墓地や筆子塚が保存されております。

秋田の由利本荘市では、真田信繁と豊臣秀次の次女との間に生まれた、五女「^{おでん}なお」が、亀田藩主である岩城宣隆の継室となり「^{かた}御田の方」と呼ばれ、武道に秀でた良妻賢母として語り継がれているとのこと。



清林寺(白石市)



清林寺案内板

また信繁公の三男真田馬之助幸信は、御田の方の夫君宣隆公に迎えられ、亀田藩士となり「三好」の姓を名乗りました。

真田家にまつわる史跡が多数存在することです。

ドラマに戻りましょう。重厚な演技の父真田昌幸役(草刈正雄)、兄信幸役(大泉洋)、そして、信繁役(堺雅人)の好演技が光ります。

また、主人公信繁が最初に愛する梅(黒木華)、そしてきり(長澤まさみ)のかわいらしさが、戦いの緊張をほぐしてくれました。

ただ、天正13年(1585)、徳川との第一次上田合戦において、梅(黒木華)が、乳飲み子を残し、戦により亡くなられたことは悲しい結末です。

正室となる竹林院(大谷吉継の娘)にはなんと、朝ドラ『あまちゃん』で好評を博した松岡茉優に決定したとか、今後の成り行きに目が離せません。

時空を超えた400年前に、いろんな場所で、いろいろなことが、歴史を動かすと思うと興味が尽きず、またそれを検証し解き明かすことに歴史へのロマンを感じます。

諸説がたくさんある真田一族の生き方ですが、それがミステリアスであり、「真田十勇士」のように、長く語り継がれる因かもしれません。

東日本大震災から5年目を迎えました。

東北の復興を確認しながら、歴史探訪の旅に、どうぞお出かけください。

真田信繁(幸村)珠玉の言葉から

『夢をつかんだ奴より、夢を追っている奴の方が、時に力を発する』

参考図書：真田幸村の真実(真田徹監修・仙台真田家14代当主)

仙台真田代々記(小西幸雄著)

刈田郡誌(刈田教育会編)

参考資料：宮城県・白石市HP、蔵王町HP、秋田県・由利本荘市HP



大阪会

『岸和田地車祭のご紹介』

大阪土地家屋調査士会 泉州支部 大向 茂昭

地車と書いて、「だんじり」と読ませます。台尻、壇尻と表記されることもあります。「だんじり祭り」は、大阪、神戸、奈良などに、関西一円の祭りの形態として、広く存在しています。岸和田では、元禄年間に、時の藩主である岡部公が、京都伏見稲荷を城内三の丸に勧請し、五穀豊穡を祈願して行われた稲荷祭がその始まりとされています。「まつりごと」が荒ぶる魂を神に披見する行為であるとするならば、まことにその極みにあるのが「岸和田だんじり祭」であるといえるでしょう。

市内の町ごとに保有する「だんじり」は、総ケヤキ造りの、およそ重さ4トン、高さ3.8m、長さ4m、幅2.5mの大きさです。鳴り物と呼ばれる大太鼓や鐘を備えています。また、その四周に廻らせた彫刻は、源平合戦、大阪の陣などの戦国絵巻の名場面を題材にしたもので、武者兵馬など、精巧かつ力強く彫り込まれて各町の自慢になっています。

祭礼は神事であり、秋の例大祭に行われるのが本来ですが、近年は土曜・日曜日に宵宮、本宮として行われるようになりました。

「だんじり」を持つ各町には、子供から年寄りまで年齢層ごとに、子供会、青年団、組、若頭、世話人等といった祭礼諸団体が組織され、それぞれその役割を分担し、祭りが運営されています。ただ、女性は参与を許されません。このように幅広い世代で統制のとれた組織が出来上がっているのは、「岸和田だんじり祭」の大きな特徴です。



燈籠を担ぐ吽形の鬼

祭礼の諸団体

「だんじり」には、100mほどの二本の曳綱をつけ、500人程度で曳行にあたります。綱を曳く主力は、十代から二十代の若者で構成された、祭りの主役でもある青年団です。「だんじり」に乗り太鼓や鐘、笛の囃子方を担当するのも青年団です。組は、拾五人組参拾人組など町によって名称が異なりますが、「だんじり」の現場での運用にあたります。「だんじり」の向きを変える後梃子(うしろてこ)。屋根の上で、踊ったり進行・停止等の合図を出す大工方なども、組の仕事です。若頭は組、青年団をまとめ、若者の頭として「だんじり」のハード部分を取り仕切ります。また「だんじり」の向きを変える切っ掛けをつくる、前梃子(まえてこ)を担当します。そして、世話人あるいは町内会は、「だんじり祭り」の運営全体を担当しています。

曳き出しから灯入れ曳行

宵宮の早朝、『曳き出し』と称して、各町一斉に「だんじり」が駆け出します。終日、目一杯に市内を駆け巡ります。日が落ちた後は、約200張余りの提灯で飾られた「だんじり」を子供から老人まで楽しめるよう、ゆっくりと曳行します。これを『灯入れ曳行』といっています。

本宮には最大の神事『宮入り』が行われますが、特に旧城内の地区では宮入りする神社が岸和田城内に在るので、お城の大手門から入城します。本丸を周回して、宮入り後、搦手門から退出します。残念ですが、大手門も搦手門も、今は形を留めていません。



賤ヶ岳の加藤虎之助



提灯を点けた灯入れ曳行

お城の天守郭と「だんじり」の組合せの図は、ちょっといいものだと思ってしまいます。

やりまわしの醍醐味

「岸和田だんじり祭」の特徴は、他所の山車や屋台のように慎重に角を曲がるのではなく、勢いよく走りながら直角に向きを変えるところにあります。これを『やりまわし』といいます。言葉では簡単ですが、重さ4トンを超える「だんじり」を走らせながら方向転換するのは簡単にはいきません。宵宮、本宮の二日間、「だんじり」は市内を駆け巡り、そして、曲がり角ごとに『やりまわし』。そのスピードからくる迫力は「岸和田だんじり祭」の圧巻です。



やりまわし

「だんじり」を前へ前へと綱を曳く青年団、旋回の切っ掛けをつくる前艇子、舵取り役の後艇子、後艇子に合図を送る大工方、それぞれのタイミングを合わせるのが難しく各町の腕の見せどころです。速く、正確に『やりまわし』を行うには、それぞれの持ち場を受け持つ各団体の息を合わせることが重要です。そのために仲間意識が非常に強くなっているのも大きな特徴でしょう。

本宮の夜も提灯を点け、『灯入れ曳行』をして、その年の祭りの幕を閉じます。休む間もなく、明くる日から、次の年の祭りの準備が始まります。…岸和田では、一年中、祭りが終わることがありません。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成28年 4月 1日付

東京 7942 武田 成広	東京 7943 酒井 俊明
東京 7944 村山 学	東京 7945 田中 百合
東京 7946 大久保景司	神奈川 3035 青木 茂
埼玉 2616 岡田 弘之	埼玉 2617 新井 清
埼玉 2618 青木 貴志	栃木 929 藤間 洋一
群馬 1045 大塚 賢一	静岡 1780 村木 良行
京都 880 上田 一之	京都 881 島本 英年
兵庫 2473 水地 明茂	愛知 2915 野中 祐紀

愛知 2916 太田 祐輔	岐阜 1278 尾崎 正宗
山口 965 木下 修治	山口 966 阿部 隆昌
福岡 2291 石田 啓	福岡 2292 能美 秀彦
鹿児島 1077 福元 智之	宮崎 799 津村 剛
宮崎 800 串間誠一郎	沖縄 498 諸喜田秀和
沖縄 499 瑞慶覧朝桂	青森 766 對田 修司
香川 712 井藤 茂信	愛媛 854 松浦 世

平成28年 4月11日付

東京 7948 鈴木 健吾	東京 7949 秋山 竜介
東京 7950 大貫 修	神奈川 3037 石井 隆人
群馬 1046 樋口 晋悟	新潟 2209 渡邊 隆
兵庫 2474 福田 文彦	山口 967 有吉 清

福岡	2293	大庭	伊織	熊本	1201	山田	伸也
福島	1482	宗像	浩	福島	1483	齋須	正洋
山形	1233	木村	昌弘	香川	713	棟保	隆司
平成28年 4月20日付							
東京	7951	片井	剛也	東京	7952	駒崎	真也
神奈川	3038	小清水	聡	埼玉	2619	安澤	利悦
千葉	2168	塩野	敬介	千葉	2169	白石	晃一
新潟	2210	勝又	治	愛知	2917	本間	聖司
富山	515	松田	将宏	大分	836	杉本	哲
大分	837	諫本	源太	宮崎	801	中村	安孝
札幌	1191	佐藤	和央				

登録取消し者は次のとおりです。

平成27年 9月10日付	広島	1470	日川	千二			
平成27年12月10日付	東京	2222	後藤	隆			
平成28年 2月10日付	高知	83	横山	昭彦			
平成28年 3月 4日付	京都	342	山下源太郎				
平成28年 3月 7日付	石川	548	西田	稔洋			
平成28年 3月11日付	愛媛	431	清水	明			
平成28年 3月21日付	茨城	1018	額賀	省三			
平成28年 3月24日付	福島	1012	佐久間健児				
平成28年 4月 1日付							
埼玉	1500	郡司	達郎	埼玉	1657	矢澤	隆司
長野	2565	成田	永	三重	470	辻	碩哉
岐阜	966	坂本	仁史	福岡	2115	世古宗	隆
札幌	395	幅田	亮	札幌	1143	高橋	泰一
高知	553	戸梶	吉雄				
平成28年 4月11日付							
東京	6386	小高	正	神奈川	2155	澄川	昭
神奈川	2241	四方	曉	神奈川	3012	高橋	祐矢
埼玉	1114	田中	國治	埼玉	1528	島田	昌親
千葉	1645	齋藤	清志	栃木	572	関	和男
群馬	484	三友	育司	群馬	608	深代	栄三

静岡	1478	瀧口	義次	長野	737	江尻	義雄
長野	1961	池田	宗夫	長野	2047	丸山	武男
長野	2312	關	昭夫	大阪	1402	野田	明
大阪	1504	佐伯	政樹	大阪	1846	田邊	英夫
大阪	2182	柏野	研三	大阪	2225	岩波	修身
大阪	2761	龍見	康勢	大阪	2851	瀬戸口正己	
京都	362	村上	泰三	京都	779	前川慎一郎	
愛知	1485	左右田	徹	愛知	1551	岡崎	公之
岐阜	696	大野	道伯	岐阜	794	藤澤	潤
岐阜	986	高橋	勝美	広島	1728	徳原	秀靖
山口	839	板垣	龍夫	福岡	2188	中野	哲男
長崎	681	野田	俊治	大分	656	都留	俊吉
熊本	393	田中健三郎		鹿児島	173	西	実盛
福島	1131	薄井	茂雄	福島	1207	永山	和之
福島	1416	富永	章	山形	1000	渡邊	寛
青森	668	大久保	浩	札幌	916	田牧	照正
札幌	1069	川上	吉巳	札幌	1089	阿部	邦義
釧路	315	坂田	豊	香川	486	和田	博
徳島	277	二井	勇三	徳島	455	荒木	良太
平成28年 4月20日付							
埼玉	2570	宮腰	泰光	静岡	300	望月	孝次
長野	1839	安川	満	奈良	189	宮北	和重
福井	243	尾方	善光	福岡	1806	神野	孝夫
熊本	1044	松下	文男	宮崎	511	井戸川哲男	
釧路	255	高野	勲				

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成28年 4月 1日付							
東京	7944	村山	学	神奈川	3035	青木	茂
平成28年 4月11日付							
栃木	805	荒川	修一	栃木	910	山士家光幸	
栃木	914	星	洋介				
平成28年 4月20日付							
神奈川	3038	小清水	聡	札幌	1022	佐藤	彰宣

4月

18日

第1回災害対策本部会議

＜協議事項＞

- 1 平成28年熊本地震の被災に係る対応について

19日、20日

第1回研究テーマ「筆界業務」会議

＜協議事項＞

- 1 筆界立会いの代理権等に関する法改正案について
- 2 研究テーマ「筆界立会いの代理権・立会要請権・筆界調査権・筆界認証権に関する研究」について

21日

第1回編集会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 「事務所運営に必要な知識」について
- 2 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介
- 3 会報の編集状況について

27日

第3回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 平成28年度第1回理事会審議事項及び協議事項の対応について

27日、28日

第1回理事会

＜審議事項＞

- 1 平成28年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について
- 2 平成27年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の一部改正(案)について
- 5 第12回土地家屋調査士特別研修の実施方針(案)について

- 6 第12回土地家屋調査士特別研修に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について

- 7 平成28年度事業方針大綱(案)及び同各部等事業計画(案)について

- 8 平成28年度一般会計及び同特別会計収入支出予算(案)について

- 9 第73回定時総会提出議案について

＜協議事項＞

- 1 第73回定時総会の対応について

- 2 土地家屋調査士登録事務取扱規程(付録様式)の一部改正(案)について

- 3 事務所形態検討チームの提言書について

- 4 各土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成について

- 5 平成28年度土地家屋調査士事務所形態及び業務報酬に関する実態調査の実施について

- 6 研修ライブラリの改称等について

- 7 平成28年度土地家屋調査士の日に関する啓発活動について

5月

12日、13日

第2回広報部会

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士の日に関する啓発活動について

- 2 広報グッズの作製について

- 3 広報グッズの購入について

- 4 土地家屋調査士試験受験者拡大啓発チラシの増刷について

- 5 第73回定時総会の取材者について

- 6 会報の編集状況について

- 7 ちょうさし俳壇の投稿者について

- 8 日調連主催「実務講座」講演録の取扱いについて

- 9 連合会ホームページの内容充実について

- 10 広報企画について

- 11 平成28年度広報部事業の具体的執行計画について

国民年金基金に加入しました！

外山 良子



私は以前、会社員として勤めておりましたが、結婚を機に退職しました。

その後は国民年金のみで現在まで来ましたが、子供も成長していく中で、老後の人生設計をしなければならないと自営業である母のアドバイスもあり、将来のことも考え国民年金基金へ加入することを検討し始めました。

国民年金基金の存在については以前から知っておりましたが、詳しい内容についてパンフレットなどを拝見すると、掛金は全額が所得控除の対象となり、所得税や住民税が軽減され節税になるとのこと。

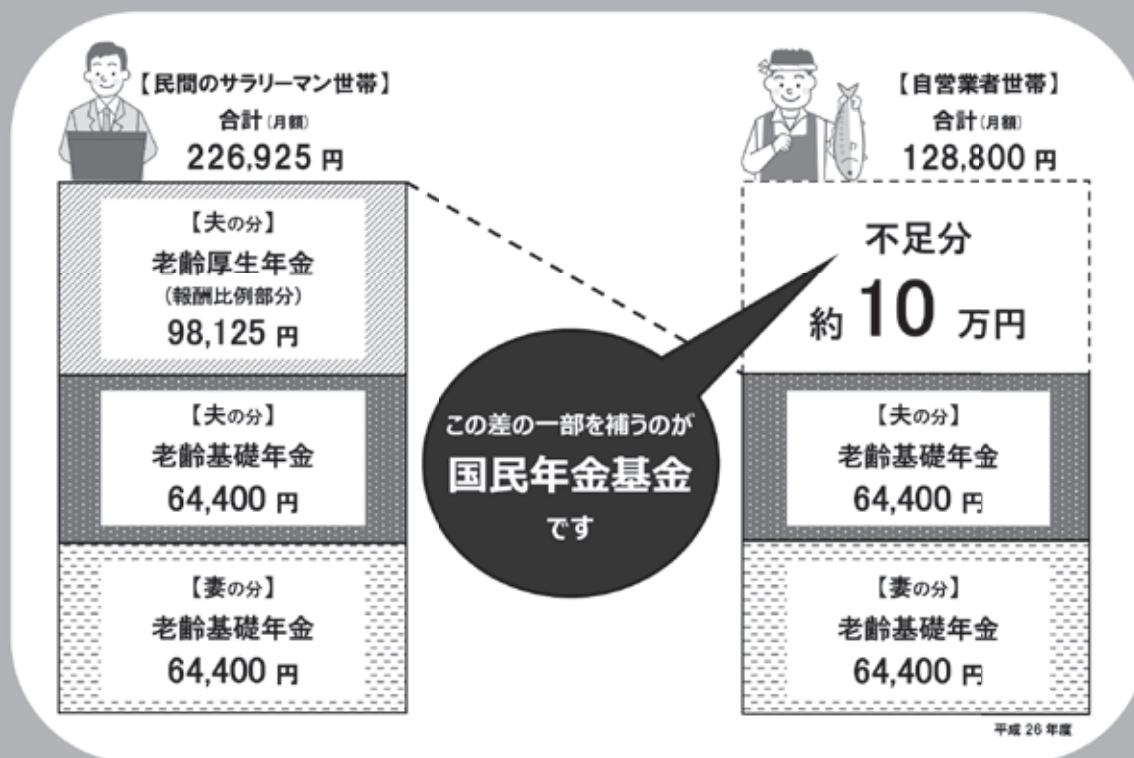
また少ない掛金で始められ、加入後もライフサイクルに応じて月々の掛金を増減することもできることや、主人が土地家屋調査士であり、職能型の国民年金基金だとキャンペーンもあることから土地家屋調査士国民年金基金への加入を決めました。

開業してから数年で多少の経済的な不安もありますが、今後豊かな老後を過ごすためにも、主人には更に職務に全うしてもらい、増口できるよう期待します。

(年金基金事務局 注：外山良子様は埼玉土地家屋調査士会会員 外山健様のご令室です。)

●●● 備えは足りていますか？ ●●●

国民年金に加え厚生年金にも加入している民間のサラリーマンに比べ、国民年金のみの自営業者は受け取る年金額が少なくなります。



数年前と現在では、ライフスタイルが変わっていたり、生活の余裕が違っていたりしませんか？
国民年金基金は、ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
すでにご加入中の方も、加入内容を見直して、予定している受給額をご確認ください。
加入プランの変更や口数の増減など、国民年金基金にご相談ください。

7月

がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

7月15日

までが

ご加入・増口のチャンス！

お問合せは今すぐ！

土地家屋調査士国民年金基金



フリーダイヤル

0120-145-040

(平日 9:00~17:00)

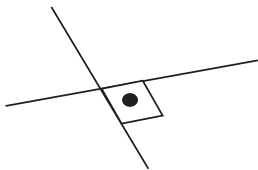
土地家屋調査士 賠償責任保険 募集中

万一のときのために、
是非この機会にご加入を
ご検討ください！



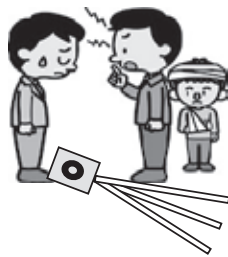
お支払例①

測量の際、境界標の設置
を誤り、誤った面積を登記
したために顧客に損害を
与えた。



お支払例②

測量中、測量機が転倒
し、付近にいた子供がけが
をした。



お支払例③

境界確認のための立会い
の際に、立会人がころん
でけがをし、通院した。



ポイント！

土地家屋調査士に賠償責任が
発生しないケースでも見舞金の
対象となります。
*ただし、事前に保険会社の同意が
必要となります。



保険期間：平成28年4月1日から1年間

中途加入可能です。毎月20日締切の翌月1日開始となります。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

B16-100068 使用期限：2017年4月1日

平成28年 春の叙勲・黄綬褒章

おめでとうございます。

旭日双光章

伊藤 美義（山梨県土地家屋調査士会）

昭和52年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴39年
山梨会理事、同副会長、同会長を歴任
平成21年法務大臣表彰等、現在山梨会名誉会長、72歳

黄綬褒章

荻原 守利（埼玉土地家屋調査士会）

昭和41年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴50年
埼玉会理事、常任理事、同副会長を歴任
平成17年法務大臣表彰等、75歳

黄綬褒章

上山 和夫（札幌土地家屋調査士会）

昭和52年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴39年
札幌会理事、同副会長、同会長を歴任
平成27年法務大臣表彰等、現在札幌会顧問、66歳

黄綬褒章

菊池 千春（東京土地家屋調査士会）

昭和51年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴39年
東京会理事、同副会長を歴任
平成24年法務大臣表彰等、現在東京会相談役、66歳

黄綬褒章

草賀 裕一（福岡県土地家屋調査士会）

昭和49年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴42年
福岡会常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成27年法務大臣表彰等、現在福岡会名誉会長、68歳

長年のご功勞に心から敬意を表しますとともにこれからも土地家屋調査士及び同制度の発展にお力添えくださいますようお願い申し上げます

黄綬褒章

久保田 春康（茨城土地家屋調査士会）

昭和51年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴40年
茨城会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成26年法務大臣表彰等、現在茨城会代表監事、68歳

黄綬褒章

高橋 順治（千葉県土地家屋調査士会）

昭和45年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴43年
千葉会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成24年法務大臣表彰等、現在千葉会顧問、72歳

黄綬褒章

滝口 孝（愛知県土地家屋調査士会）

昭和58年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴33年
愛知会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成25年法務大臣表彰等、現在愛知会相談役、63歳

黄綬褒章

竹内 重信（山口県土地家屋調査士会）

昭和47年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴44年
山口会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成27年法務大臣表彰等、76歳

※受章者の年令・歴に関しましては、平成28年4月29日発令日の年令・歴です。

2015年度「土地家屋調査士」掲載

索引

2015年4月号(No.699)

}

2016年3月号(No.710)

■制度

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2016. 2	709	平成 27 年度土地家屋調査士試験の結果について

■報告

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2015. 4	699	首都直下地震危機管理対策の一步 連合会バックアップ本部に関する基本協定書の調印式
	2015. 8	703	第72回定時総会
	2015.10	705	第6回全国一斉不動産表示登記無料相談会開催報告
	2015.12	707	平成 27 年度 第1回全国会長会議
	2016. 3	710	筆界特定制度創設 10周年記念講演会
	2016. 3	710	平成 27 年度 第2回全国会長会議
	2016. 3	710	平成 27 年度 第2回全国会長会議
財務部	2015. 8	703	第30回写真コンクール開催
	2016. 1	708	大規模災害対策基金状況
広報部	2015. 5	700	BS ジャパンにて放送 特別番組『境界をさがせ！～ 3 人の土地家屋調査士たち～』

■取材

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
研究所	2016. 1	708	第 13 回 東南アジア測量大会 in Singapore レポート
広報部	2015. 4	699	マンション再生シンポジウム『改正マンション建替え円滑化法でどう変わる？マンション再生』
	2015. 4	699	地籍問題研究会 第11回定例研究会
	2015. 4	699	福島県土地家屋調査士会第4回避難者懇談会
	2015. 9	704	横浜市と神奈川県土地家屋調査士会「空家等対策に関する協定」締結
	2015. 9	704	地籍問題研究会 平成 27 年度通常総会及び第12回定例研究会
	2015.10	705	空き家フォーラム 2015 ～あなたの代わりに「空き家」増えていませんか～

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2015.11	706	地籍問題研究会 第13回定例研究会
	2015.12	707	「東日本大震災から復興を願う石碑」の除幕式
	2016. 2	709	「空家等対策の推進に関する特別措置法」研修会
	2016. 2	709	四国・九州・中国ブロック協議会合同研修会
	2016. 3	710	地籍問題研究会 第14回定例研究会
	2016. 3	710	埼玉会公開講座 「境界紛争と土地家屋調査士」レポート
	2016. 3	710	平成 27 年度中国ブロック協議会広報担当者会議の報告
土地家屋調査士会 ブロック協議会	2016. 3	710	和光市と埼玉土地家屋調査士会との「空家等の総合的な対策の推進に関する協定」の締結
	2015. 4	699	第112回名古屋地方裁判所・愛知県弁護士会「民事訴訟の審理充実に関する懇談会」への出席報告(愛知会)
	2015. 5	700	ADR 代理人及び補佐人への実務支援研修会(四国ブロック協議会)
	2015. 5	700	ほっかいどう地図・境界シンポジウム 2015 Part14 北海道における地図の特性～土地の諸問題解決を考える～(北海道ブロック)
	2015. 5	700	貝塚測量機器検査場設置25周年記念事業(大阪土地家屋調査士会泉州支部事業)(大阪会)
	2015. 5	700	伊能図全国巡回フロア展 in 唐津(佐賀会)
	2015. 8	703	鹿児島大学司法政策教育研究センター開設記念 公開シンポジウム「地域の法律系人材の充実の取組み(鹿児島大学の新しい社会貢献を目指して)」(鹿児島会)
	2015. 9	704	測量・受験専門学校協定締結について(中部ブロック協議会)
	2015.11	706	「土地家屋調査士の日」記念講演会(鹿児島)「土地を育むことと表示に関する登記の役割」「外ほか」でもない話や「耳みみ」よりな話のいくつか(鹿児島会)
	2015.11	706	「土地家屋調査士の日」記念講演会(鹿児島)「土地を育むことと表示に関する登記の役割」「外ほか」でもない話や「耳みみ」よりな話のいくつか(鹿児島会)

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
土地家屋調査士会 ブロック協議会	2015.12	707	第12回全国青年土地家屋調査士会大会 in 熊本(熊本会)
	2015.12	707	松岡直武先生を偲ぶ会を終えて(大阪会)
	2016. 1	708	第30回 日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ長崎大会(ゴルフ・観光)報告(長崎会)
	2016. 2	709	沖縄県土地家屋調査士会創立 50周年 記念講演・式典・祝賀会開催(沖縄会)
	2016. 2	709	静岡県土地家屋調査士会球技大会(静岡会)
	2016. 3	710	福島の現状報告(福島会)
全 調 政 連	2015. 6	701	全国土地家屋調査士政治連盟 第15回定時大会を開催
外部団 体事業	2016. 2	709	G空間EXPO 2015 地理空間情報科学で未来をつくる

■挨拶

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2015. 8	703	会長・副会長就任の挨拶
	2015. 9	704	常任理事就任の挨拶
	2015.10	705	理事・監事就任の挨拶
	2015.11	706	平成27年度・28年度 広報員紹介
	2015.12	707	平成27年を振り返って
	2016. 1	708	新年の挨拶／新年のご挨拶
法務省	2016. 1	708	新年の挨拶／新年を迎えて
土地家屋調査士会	2015. 7	702	全国の会長紹介

■告知

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2015. 8	703	7月31日は「土地家屋調査士の日」です。
総務部	2015. 4	699	土地家屋調査士電子証明書ヘルプデスクの終了について
	2015. 4	699	セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書について ～よくあるご質問～
	2015. 4	699	セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書のダウンロードについて
	2015. 4	699	セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書を用いたオンライン登記申請に必要な環境設定について

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
総務部	2015. 6	701	セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書のダウンロードについて
	2015. 6	701	セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書を用いたオンライン登記申請に必要な環境設定について
	2016. 1	708	セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書に関するお知らせ
業務部	2016. 3	710	不動産登記規則第93条ただし書に規定する不動産の調査に関する報告に係る報告書の改定について
研修部	2015. 4	699	「土地家屋調査士 会員必携」改訂～第3版の公開にあたって～
	2015. 4	699	土地家屋調査士新人研修修了者(近畿・中部・九州・東北・北海道・四国ブロック協議会)
	2015. 7	702	「eラーニング」研修動画22本を公開しました。
	2015. 8	703	土地家屋調査士新人研修開催公告(関東ブロック協議会)
	2015. 9	704	土地家屋調査士新人研修開催公告(中国ブロック協議会)
	2015.10	705	土地家屋調査士新人研修開催公告(近畿ブロック協議会)
	2015.10	705	ADR認定土地家屋調査士になろう!
	2015.11	706	土地家屋調査士新人研修開催公告(中国、四国、北海道ブロック協議会)
	2015.11	706	土地家屋調査士新人研修修了者(関東ブロック協議会)
	2015.11	706	ADR認定土地家屋調査士になろう!
	2015.12	707	土地家屋調査士新人研修開催公告(九州ブロック協議会/東北ブロック協議会)
	2015.12	707	ADR認定土地家屋調査士になろう!
	2016. 2	709	土地家屋調査士新人研修修了者(中国ブロック協議会)
	2016. 2	709	土地家屋調査士新人研修修了者(中国ブロック協議会)
広報部	2015. 9	704	G空間EXPO2015のお知らせ 地理空間情報科学で未来をつくる
	2015.10	705	G空間EXPO2015のお知らせ 地理空間情報科学で未来をつくる
法務省	2015. 7	702	法務省主唱“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
人 事	2015. 5	700	人事異動 法務局・地方法務局
叙 勲・ 黄 綬	2015. 6	701	平成27年 春の叙勲・黄綬褒章
	2015.12	707	平成27年 秋の叙勲・黄綬褒章

■募集

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2015. 7	702	平成28年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内
	2015.12	707	平成28年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内
	2016. 3	710	第10回国際地籍シンポジウム(台湾)会員研究論文募集のお知らせ
財務部	2015. 7	702	第30回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会開催案内
	2016. 3	710	第31回写真コンクール作品募集
共済会	2015.10	705	土地家屋調査士賠償責任保険募集中
	2015.11	706	測量機器総合保険(動産総合保険)のご案内

■幹旋

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2015. 5	700	土地家屋調査士2016年オリジナルカレンダー
	2015. 8	703	〃

■書籍紹介

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
土地家屋調査士の本棚	2015. 5	700	香川保一随想録—追想記—
	2015. 6	701	公共測量成果検定における指摘事項事例集—基準点測量・水準測量の成果検定における誤り事例等—
	2015.12	707	第2版 Q & A 表示登記オンライン申請の実務
	2015.12	707	弁護士専門研修講座 住宅瑕疵紛争の知識と実務

■その他

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2015.11	706	『稼げる資格』に土地家屋調査士が紹介されました!!
	2016. 3	710	「ちょうさし俳壇」と選者の交代について

■レギュラーコーナー

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

掲載号	号数	区分、見出し
2015. 4	699	第32回 道路内民有地に関する座談会①
2015. 5	700	第33回 道路内民有地に関する座談会②
2015. 6	701	第34回 道路内民有地に関する座談会③
2015. 7	702	第35回 最近の懲戒事例—雑感
2015. 8	703	第36回 人間関係を豊かにするコミュニケーション術
2015. 9	704	第37回 道路内民有地に関する座談会④
2015. 9	704	第38回 弁理士の仕事と土地家屋調査士とのかわり
2015.10	705	第39回 「人を大切にする経営」が事務所経営の発展につながります～労務管理と労働法の基礎知識～
2015.11	706	第40回 相続法制の変遷と旧民法の基礎知識
2015.12	707	第41回 マイナンバー制度と土地家屋調査士業務
2016. 1	708	第42回 マイナンバー制度と土地家屋調査士業務～マイナンバー制度と当面の課題～
2016. 2	709	第43回 尺貫法と土地台帳・登記簿面積
2016. 3	710	第44回 国土調査法第19条第5項指定から不動産登記法第14条第1項地図備付けまで①(神奈川会)

自然災害と向き合う

—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—

掲載号	号数	区分、見出し
2015. 5	700	御嶽山噴火(岐阜会)
2015. 6	701	南海地震がどこまで分かっているのか～未曾有の災害に向き合うために～ 第1回(全2回)
2015. 7	702	南海地震がどこまで分かっているのか～未曾有の災害に向き合うために～ 第2回(全2回)
2015. 8	703	桜島研究のボランティア(鹿児島会)
2016. 2	709	関東・東北豪雨災害における常総市への対応について(茨城会)

会報700号を迎えて

掲載号	号数	区分、見出し
2015. 5	700	会報誌「土地家屋調査士」の編集雑感 —創刊700号にあたって
2015. 6	701	土地家屋調査士が育む「地籍問題研究会」の創設
2015. 7	702	会報700号発刊によせて
2015. 8	703	会報700号を迎えて

愛しき我が会、我が地元

掲載号	号数	区分、見出し
2015. 4	699	Vol.14 (石川会、香川会)
2015. 5	700	Vol.15 (富山会、徳島会)
2015. 6	701	Vol.16 (広島会、高知会)
2015. 7	702	Vol.17 (東京会、山口会)
2015. 8	703	Vol.18 (神奈川会、岡山会)
2015. 9	704	Vol.19 (埼玉会、鳥取会)
2015.10	705	Vol.20 (千葉会、島根会)
2015.11	706	Vol.21 (茨城会、福岡会)
2015.12	707	Vol.22 (栃木会、佐賀会)
2016. 1	708	Vol.23 (群馬会、長崎会)
2016. 2	709	Vol.24 (静岡県、大分会)
2016. 3	710	Vol.25 (山梨会、熊本会)

ネットワーク 50

掲載号	号数	区分、見出し
2015. 4	699	滋賀会
2015. 6	701	中国ブロック協議会／和歌山会
2015. 9	704	兵庫会
2015.11	706	秋田会
2015.12	707	熊本会
2016. 1	708	島根会
2016. 2	709	長野会／東京会
2016. 3	710	佐賀会／三重会

公嘱協会情報

掲載号	号数	区分、見出し
2015. 5	700	公嘱協会情報vol.113
2015. 7	702	公嘱協会情報vol.114
2015. 9	704	公嘱協会情報vol.115
2015.11	706	公嘱協会情報vol.116
2016. 1	708	公嘱協会情報vol.117
2016. 3	710	公嘱協会情報vol.118

地名散歩

財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

掲載号	号数	区分、見出し
2015. 4	699	第37回 非歴史的な小字
2015. 5	700	第38回 海岸にちなむ地名
2015. 6	701	第39回 番号順の地名
2015. 7	702	第40回 今はなき市あれこれ
2015. 8	703	第41回 河川名と鉄橋名の食い違い
2015. 9	704	第42回 旧国名か国名か
2015.10	705	第43回 宿場と街道の地名
2015.11	706	第44回 京都の住所はなぜ長いか
2015.12	707	第45回 「冠」のついた駅名
2016. 1	708	第46回 ある県に特有の地名
2016. 2	709	第47回 湖と沼、そして池
2016. 3	710	第48回 地名が指す範囲とは

会長レポート

全号にわたり掲載

ちょうさし俳壇

選者 水上 陽三

全号にわたり掲載

会務日誌

全号にわたり掲載

土地家屋調査士名簿の登録関係

全号にわたり掲載

国民年金基金から

全号にわたり掲載

もしもこんなことが起こってしまったら？

5、7、12、1、2、3月号に掲載

索引

掲載号	号数	区分、見出し
2015. 6	701	2014年度「土地家屋調査士」掲載索引

会長レポート

R E P O R T

4月16日
～5月15日

4月

18日

第1回災害対策本部会議

4月14日、16日に相次いで発生した平成28年熊本地震対応のため、災害対策本部長として、副会長、総務部長を招集し情報の収集整理と各種協議を行う。

東京法務局長 着任挨拶への対応

東京法務局長に着任された佐藤局長が、ご挨拶のため来館され、岡田副会長と共に意見交換をさせていただく。

19日

為公会と語る夕べ

自由民主党・為公会には、現役土地家屋調査士として仲間でもある豊田俊郎参議院議員も所属されており、全調政連からも横山会長を始め多くの方が出席された。

19日、20日

第1回研究テーマ「筆界業務」会議

金子常任理事、山谷理事、田中・宮嶋・江口各研究員、権名制度対策本部員と共に「筆界立会いの代理権・立会要請権・筆界調査権・筆界認証権に関する研究」について協議。日調連としての方向性を再度確認した。

20日

衆議院議員野田毅 東京野田会セミナー

野田毅衆議院議員の勉強会に参加。野田先生の地元は、地震に襲われた熊本である。セミナーは、一般財団法人日本総合研究所理事長の寺島実郎氏が、「世界の構造転換と日本」と題して講演された。

21日

枝野幸男と21世紀をつくる会

枝野幸男議員と21世紀をつくる会に出席。熊本地震対応の現状や結党された民進党の方針などに

ついてお話を伺う。日本弁護士連合会を始め、多くの士業の役員が参加されていた。

25日

法務省民事局民事第二課との平成28年度第1回協議会

法務省会議室において、各副会長、総務部長同席の下、課題と懸案事項の整理のための協議会に参加。野口課長始め法務省民事局民事第二課からは11名が出席。昨年度から始まったこの協議会は、検討課題ごとに、両者に責任者を置き、年度末までのスケジュールを定めた上で具体的な協議を行うものである。年度末にはその成果を検証して、次年度に引き継ぐこととなり、懸案事項の進捗状況などが明確となり、民事第二課にも日調連にとっても意義深い協議会であると認識している。

27日

前田武志議員「第29回参議院議員前田武志 政策研究会」

日本総合研究所理事長・寺島実郎氏がゲストスピーカーとして講演された。

第3回正副会長会議

平成28年熊本地震への継続対応を協議するとともに、午後から開催する平成28年度第1回理事会審議事項及び協議事項の対応について、各副会長、総務部長と共に、整理と確認を行う。

27日、28日

第1回理事会

平成28年度第1回理事会を招集。主に平成28年度の事業方針大綱(案)、各部事業計画(案)、予算(案)について6月の総会に上程すべく、理事会としての審議を行う。また、日調連役員選任規則の一部改正(案)についても時間をかけて丁寧な議論を展開し、理事会として上程案を審議した。さらに、数々の協議事項に対しても適切な対応を指示した。

28日

増子輝彦参議院議員 ニュー政治経済研究会
2016年第3回勉強会

東京工業大学教授で政治学者の中島岳志氏が講演。変える勇気と、変えられない冷静さ、その二つを峻別する知見の必要性を説かれた。

5月

11日

叙勲をお祝いする夕食会

山梨会前会長の伊藤美義先生が叙勲を受けられ、東京ドームホテルでささやかな夕食会を開催。伊藤先生からは、制度の堅持と政治連盟の重要性のお話を伺った。まだまだご指導いただきたい。

12日

公益社団法人日本測量協会理事会

午前11時から日本測量協会理事会に出席。日本測量協会の会員数は本年3月末時点で12,356名社であり、前年比306名社増加。研修事業も検定事業も堅調な伸びである。なお、本年のG空間EXPOは平成28年11月24日から26日に日本科学未来館

において開催される旨、報告があった。

法務省民事局民事第二課との打合せ(土地家屋調査士制度に関する意見交換会)

岡田副会長、金子常任理事同席の下、日調連会議室において、法務省民事局民事第二課と土地家屋調査士制度に関して協議。民事第二課からは、局付と法務専門官に来館いただき、忌憚のない意見交換をさせていただいた。

13日

旭川土地家屋調査士会 平成28年度定時総会

旭川グランドホテルにおいて開催された旭川会総会に出席。今年も各会総会の季節となったが、旭川会が今年度の各会総会のスタートである。議事も傍聴させていただき、小規模会の会務運営の実情を直接確認することができた。旭川会では、改訂不動産登記法第93条不動産調査報告書を会則に位置付ける議案が上程され、活発な質疑を経て可決された。旭川会執行部の明確かつ毅然とした提案説明と答弁が印象的であった。

編集後記

走り梅雨→五月雨・空梅雨→戻り梅雨

新緑もその色を濃くして、夏の暑さをひしひしと感ずる6月は、長雨でむし暑い季節です。うとうとして身も心もじめじめし、早くからっと晴れてくれないうと願ったりします。でも、梅雨がなければ夏に向かったの準備が整わないわけで、梅雨もまた、日本の豊かな季節の一つであり恵みでもあるわけです。

熊本地震からひと半月が過ぎようとしています。仮設住宅などが充分に行き渡らず、未だ避難所やテントで生活を強いられている方々も大勢いらっしゃいます。被災された方々には、食中毒や熱中症など感染症対策と体調管理がことさら正念場の時季と思います。また、斜面崩壊・がけ崩れなどの土砂災害や河川堤防の被害も懸念されるところです。無事息災を念じます。

『自然災害と向き合う～今の時代を生きる土地家屋調査士として～』は昨年5月にスタートしたシリーズで、本号で7回を数えます。日本は地勢から自然災害を受けやすい宿命を持っていること、近年の異常気象による災害の大規模化・多様化、そして、超高齢化社会

など地域社会の変化により災害リスクが高まる中、地域防災力を向上させるために、土地家屋調査士はどのような関わりができるのか、求められているものは何かを考えていきたいと企画したものでした。此度の熊本地震は、今の時代に生きている誰もが経験したことのない災害が、全国どこにおいても起こり得る状況下に置かれていることを、気づかせるものでした。

何事においても言えることですが、日調連、各土地家屋調査士会、縦横の繋がりがとても大切なことだと感じます。信頼できる繋がりを組織としてしっかり持ち続け、正確な情報を共有して行動する。東日本大震災を経験された方々の体験に基づく対応は、今回随所に活かされ大きな励ましであったとも聞いています。

本シリーズが、自らの地域における災害軽減に向き合い、それぞれの地域に適する形で発展をさせ、会員一人一人が誇りと使命感を持ち、危機意識を高めるきっかけ、後押しとなることを切に願います。

広報部次長 上杉和子(三重会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社